

AG3  
651  
1



\*0056469000\*

0056469-000

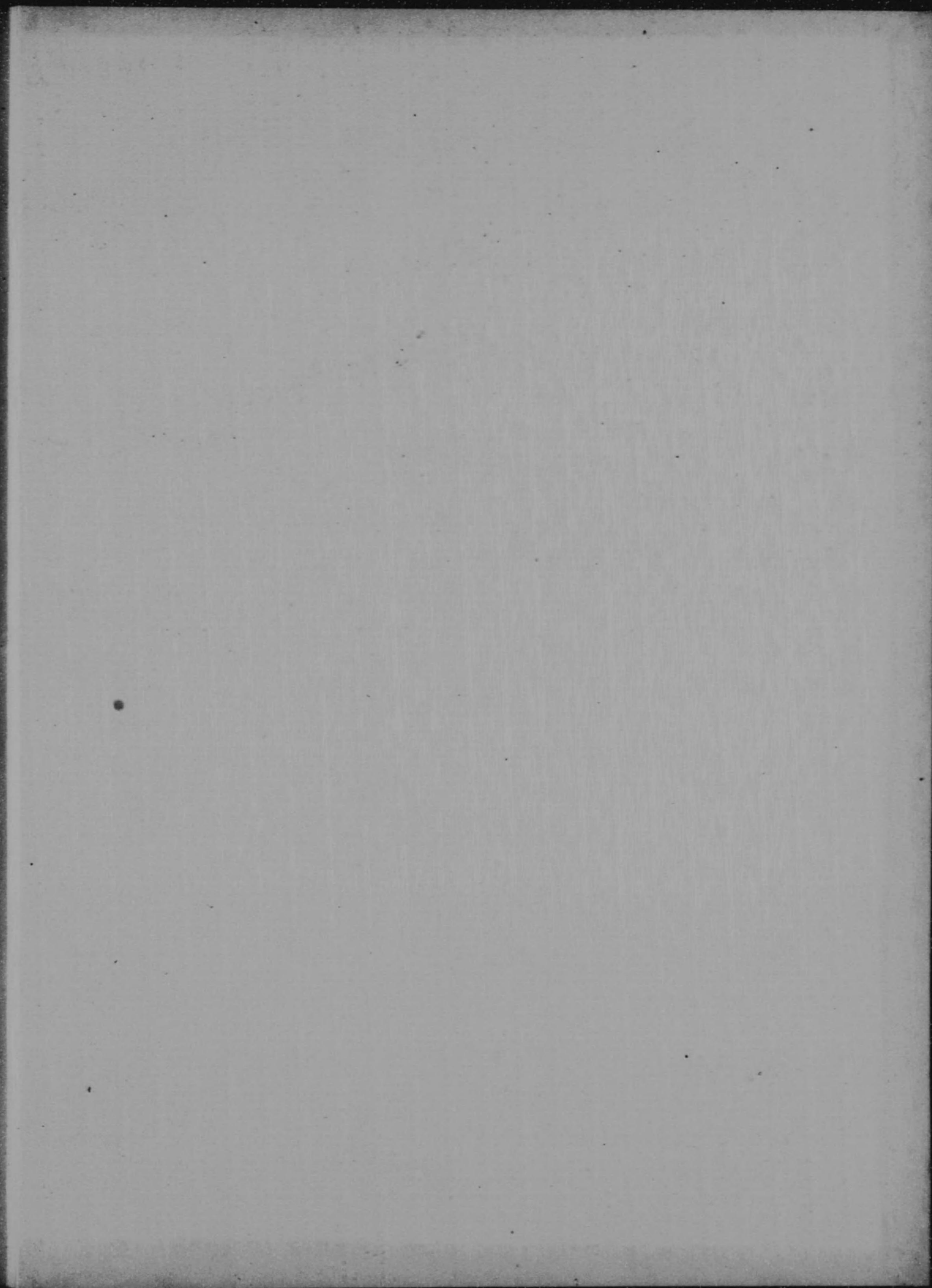
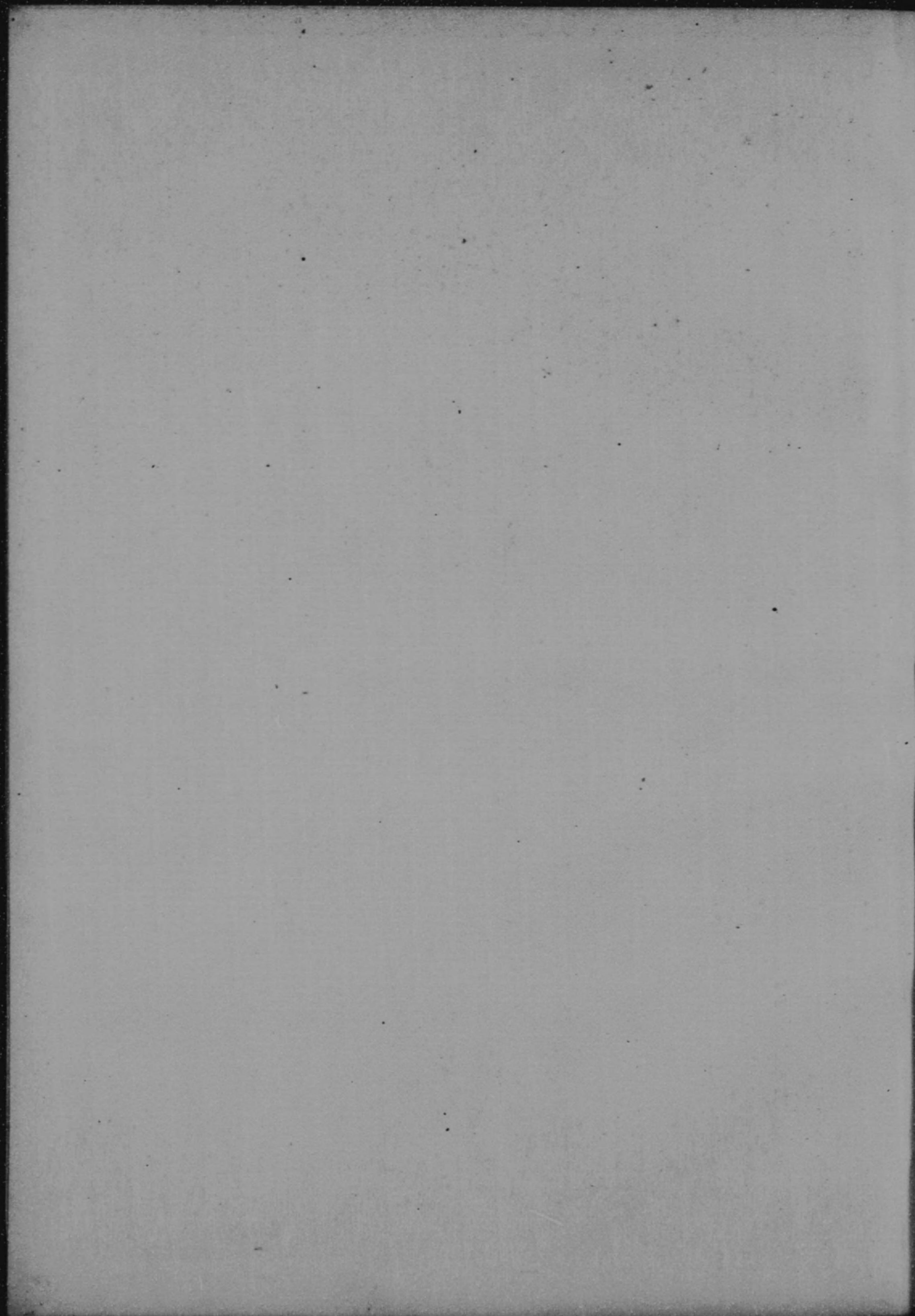
AG3-651-1

ドイツ及びイタリーの国防観念

日滿財政經濟研究会

1937

AJC



昭和十二年十二月

ドイツ及びイタリーの国防觀念

日滿財政經濟研究會

AG3  
651  
1



775302

目次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第一章 国防充實を是認する世界観   | 一  |
| 第一節 イタリー、フランスズモの思想 | 一  |
| 一 その否定的側面          | 一  |
| 二 その積極的内容          | 一四 |
| 三 その戦關的行動主義        | 一九 |
| 第二節 ドイツ、ナチスの思想     | 二五 |
| 一 その否定的側面          | 二五 |
| 二 その積極的内容          | 四一 |
| 三 その國家主義           | 四九 |
| 第二章 国防充實の主張        | 五七 |
| 一 ドイツに於ける国防充實の主張   | 五七 |
| 二 イタリーに於ける国防充實の主張  | 六九 |
| 第三章 国防充實の現実的具現     | 八三 |

一 イタリアに於ける國防充実……………ハ三

二 ドイツに於ける國防充実……………八九

第一章 國防充実を是認する世界觀

第一節 イタリア・フランスモの思想

大戰後の思想的、社会的、経済的危機を通じて、こゝに新しい三つの國家が生誕した。

いふまでもなくソヴェイエト、ロシア、イタリア及ドイツがこれである。ところで、周知の如くこれら三つの新しき國家に於ける本質は、それぞれ「共產主義」、フランスシズモレ及び「ナチオナル、ゾチアリスムス」として規定せられてゐるのであるが、そのうち「フランスシズモレ」と「ナチオナル、ゾチアリスムス」とは、これまた周知の如く、根本に於て共通するものと考へられてゐる。われわれがこゝに採りあげようとする新しきイタリア及ドイツの國家の本質は、その根柢を共通にし、さうしてこの共通なる根柢に於て、ソヴェイエト、ロシアの「共產主義」と相對立してゐるのである。實に、イタリア及びドイツに於ける「新しき國家」は、大戰前の自由主義的、資本主義的國家組織

を否定するにも、しかもこの点に於ては同じく否定的態度をとるソヴィエ  
ト、ロシアの共産主義に對してもまた、これを否定せんとするところ、一  
一言にしていふならば、資本主義と共産主義との中間を行かうとする点に、  
ファツシズモとナチオナール、ゾネアリズムスレとの基本的方向があり、  
兩者に於ける共通的なものがあるのである。

「新しき國家」は、いふまでもなく新しい世界觀に担はれる。新しい思想の  
上に立つことなくしては、それは新しいとはいはれぬからである。ところで  
この「新しき國家」に於ける新しい思想、新しい世界觀は、國防充実についで  
どのやうに考へるであらうか。「新しき國家」が現實の必要のほから生誕し  
来たものであるかぎり、それを担ふ新しい思想もまた、國防の充実に要求す  
るといふ現實の必要を認識するものであるにちがひない。われわれは次に、「  
新しき國家」に於ける新しい世界觀を概観するのであるが、その際まづ生成の  
順序にしたがつて、イタリー、ファツシズムから語りはじめること、す  
ら。

まづ、ファツシズモなる世界觀は、大戰後のイタリーに於ける動亂のなかか  
ら、したがつて要するに現實のなかから自然と發生し来たものであつて、何  
らかの理論として、理論家の頭腦のなかに構成せられたものではない。それは  
何よりもまづ、ムッソリーニがからいふやうに、「あらかじめ机上に於て  
推察せられたる學理から生れたものではなくて、實踐的必要から創られたもの  
」である。したがつてそれには、最初から缺くるところの「体系的な理論が  
あつたのではなく、實際上の必要の生み出した多数の理論的主張が、時と  
もに次第に淘汰せられた結果、次第に一つの無間隙な體系をつくるやうになつ  
たのである。

ところで、それではこゝにいふファツシズモ理論を生み出した現實の必要と  
は、どのやうなものであらうか。くりがへすまでもなくそれは、大戰後の混亂  
状態である。だが、それでは大戰後のイタリーは、如何なる意味に於ての  
混亂状態にあつたのであらうか。ファツシズモは、る混亂状態を否定せんと  
するところと、その出發点をもつたのであるが、ファツシズモに否定せられる  
混亂状態は、如何なる点に於て混亂し、したがつて如何なる点に於て否定せら  
れねばならなかつたのであらうか。

大戦後の混乱は、何よりもまづ「個人主義」と「自由主義」とを原因として  
起り、したがって、それらの裏に於て否定せられねばならぬ。まづ「個人主  
義」の名の下に、個人を以て究極の目的とし、社会、とくに國家はむしろその  
ための手段であるとするところの思想と規定しやう。さうすれば、このやうな  
「個人主義」が「資本主義」経済組織の一つの担ひ手となつて、富のちりものと  
貧しきものとの分裂と、対峙と、にこしき会ひをつくり出したことは、論ずる  
までもなからう。まことに「個人主義」は、われわれの社会を憎しみにみちた  
闘争場たらしめてしまった。これを否定することなしには、新しい時代はつひ  
にや、こたへることがないであらう。次にまた「自由主義」に關し、も、同様で  
ある。「自由主義」なる言葉の下に、國家によつて干渉せられることなき個人  
の活動の自由を理解するならば、他はらぬこのやうな個人の活動の自由こそは  
あくなき私利、私欲の追求の無制御として、「資本主義」経済のあらゆる弊害  
を生み出す母胎なのであつた。かくてまた「自由主義」も、否定せられねばな  
らぬ。自由はとて混乱をきたらまはかりなりである。  
もちろんかくいへばとて、おおよそ如何なる意味の自由も、是認せられぬとい

いふだけではい。眞実の國家は、そのやうなものであつてはならぬ。こゝに  
否定せらるべき自由とは、むしろ放縱とも呼ばるべき、個人の私的欲求追求の  
自由なのである。眞の意味の自由、即ち國家に捧げられる貢獻の自由は、貴重  
なるものとして各人に許されねばならぬ。いひかへれば、許さるべき眞の自  
由は、國家からの自由ではなくて、國家への自由なのである。  
さて次に、上述せる如き「個人主義」及び「自由主義」なる一般的世界觀を  
背景として、いはゆる「デモクラシー」なる政治形態が、普遍的なものとして  
存在してゐる。政治的領域に於ける混乱は、まさにかくの如き「デモクラシー」  
的政治形態によつて、惹起せしめられたのであつた。  
「デモクラシー」の原理は、何よりもまづ國家が單なる個人の数的集合であ  
るといふ「個人主義」の原理の上に立つてゐる。そこでこの原理は、すべての  
個々人に平等なる選挙権を予へ、かゝる選挙の結果えらばれたる代表者と以て、  
國家の全体を支配、統治せしめようとするのである。かくしていはゆる「代議  
制」が成立した。だが、えらばれたる「代議士」は、やがてその抱懐する理想  
の差異にしがたがつてと称しつ、いはゆる党派をつくり、志を同じうするもの

を集めることによつて、純粹に数的な原理の、いはゆる「多数決主義」の作用する議会のながに於て、「多数」を制し、彼らのいはゆる理想を実現しようとする。かくしてこゝに、いはゆる「政党政治」がはじめまつた。すべての代議士達は、理想を実現せんがためにこの名目の下に、政權を得ようと相争ふ。さうしてその場合の争ひ方は、多数を得ようとする事、これである。多数党になること、このことがすべての代議士にとつてこの直接の目的となる。そこが彼らの党の間には、たえず離合集散がくりかへされる。さうしてその間、いつしか理想といふことが忘却のうちと奪り去られる。

しかしそれのみでははい。一体こゝに政權を争つて離合集散する代議士は、どのやうな仕方であらばれるかといふこと、こゝにもまた「個人主義」を奪取とする「多数決主義」の原理が働いて、社会を構成する個人の投票を最も多く集め得たものが、代議士となるわけである。ひとはこれを「普通選挙」と名づけてゐる。だが、一体この「普通選挙」は一見考へられるほど理想的なものか、さうであるかといふことは、したがつて「多数決主義」が是認せられるためには、個人の平等といふことが肯定せられねばならない。具体的にいつ

て、どの個人の一票も、同等の重さを持つてゐるのでなければ、多数を以て少数よりもよしとすることはできないのである。

しかるに、すべての個人に許される一票は、同じウエイトを持ち得るであらうか。いひかへれば、感覚的素材に於て全く同等であるところの一票も、それを行使する個人の精神的能力の相違によつて、異なる程度の重さのものとしてあらはれるのではなからうか。なほほど如何なる個人も、理性をもつてゐる。理性的判断をなし得ぬ狂人、未成年者の如きは、数のなから除外されてゐる。衆数として数えられるものは、すべて理性あるものである。しかしながら、それにしてもなほ人間は、物質的には平等であるが、理性的、精神的には著しい差異をもつてゐる。したがつてか、精神的判断の下に行使せらるべき票は、異なる、極めて異なる重さのものといはざるを得ないであらう。

かくして、「普通選挙」への過信は、面白からぬ結果を生み出した。しかし、極めてしばしば、選ばれてははらぬものが選ばれる。選ばれたるものさ、たゞ單にある一部分のものの経済的欲望を代表するにすぎない。かくてまた「議会政治」は、はてしなき利害の闘争場と化せざるを得ない。その結果また



政權を得た政黨は、理想の實現をせねばならず、彼らに於て代表せられる経済的利益の實現をはかるのである。

大戦後に於ては、このやうな「デモクラシー」の弊害は、その極に達した。それはたゞ甚だしい混乱を生み出したにすぎなかつた。そこでまたかゝる混乱のなかから發芽し来る「ファシズム」は、「デモクラシー」に對して最も強固な否定的態度をとるのである。「ファシズム」が「独裁制」と等置的に考へられ、これのほかに、理由にもとづくのであつた。

ムツソリーニによつてはされる「デモクラシー」の排撃は、最も強ひ、彼は「何ぞとをえらぶべきか、このことをえらぶものは知つておけり」と言ひつて、大衆にえらばれたるものが、必ずしもすぐれたる統治者であることとを説き、「ファシズム」は人間の避けるべき不平等を是認する。いな、むしろこの不平等を効果的な、有効なものとして肯定する。したがつてそれは、機械的、外面的普通選挙をとりめたいと断言する。彼によれば「ファシズム」が「デモクラシー」を排斥するは、政治的平等主義ともいふべき従夫の愚劣なる欺瞞、集團的無責任の政体及び福祉と無限の進歩との幻想であるといふ。

「デモクラシー」は、欺瞞であり、幻想であつたのである。

もつともむとは、二、でもまた、かの「自由主義」に反對がなされる場合、排撃するべき自由も、ある意味に於ては是認されねばならぬといつたが、丁度それと同様に、「デモクラシー」もまた、ある特定の意味に於ては、「ファシズム」の肯定するところであらねばならぬ。ムツソリーニもいつてゐる。「もしはがら、もし「デモクラシー」が別個の意味に解釈せられうとするならば、いふかへれば、もし「デモクラシー」が單に民衆を政府から除外するものでは無いといふ意味のものであるならば、自分は「ファシズム」をこそ、組織的にして中央集権的であり、かつ権威ある「デモクラシー」と定義するしと。要するに「ファシズム」によつて排撃せられる「デモクラシー」は、世上のいはゆる「デモクラシー」であつて、「いまこれに定義を与へるならば、眞の主権が時として人民以外の無責任にし、隠された力のうちに存するにが、はらず、あたかも自己が主権者であるかの如き幻想を人民に与へるところの政体」であつて、それこそはかへつて非「民衆」的だ、似て非なるところのものゐる。眞に「民衆」的だ、いひかへれば、眞に民衆の希望するところのものがあらはれ、眞に民衆の

ためたけられるところの政体は、かへつて民衆のためになることが何であるか  
を本當に知つてゐるところの「賢良」の下に立つ政体であらねばならぬ。彼  
によつてこそは、真に「民衆」のための政治が行はれ、したがつて結局に於て  
は、民衆の「一般」的意志しが反映することを得るからである。  
ところで「ファツシズ」は、第三に、さうして最後に、大戦後に於ける國家の  
混乱の原因を、マルクス主義的社會主義にも見よむとする。完成した一つの理  
論にまで成長したとき、ファツシズはマルクス主義的社會主義の根柢たる「  
唯物史觀」そのもの「對して、如何にこれを排撃すべきか」を知つた。しかし、  
から少くともその生成の過程に於ては、いひかへれば、混乱はる現實の否定、  
して、そのほかから發芽せる状態の下に於ては、そのマルクス主義に對す  
る反駁は、主としてその「階級闘争」觀に對して向けられてゐた。けれど、大  
戦によつて巨額の資本を破壊せられ、疲弊し切つてゐる國家の内部に於て、  
しかも、ほつ階級闘争「觀」の下に、ストライキを、サボタージュを、す  
ことは、全く國家の、したがつて大衆の疲弊を倍加せしめ、こぞすれ、決してこ  
れを救済するものとは考へられぬからである。

眞實の國家は、むしろその内部に、かくの如き闘争の存在することなきもの  
であらねばならぬ。資本家と労働者とは、何ゆゑに永遠なる仇敵、一か他を  
倒すにあらずんばつゝに相容れるところなき仇敵、一か他かの關係にあらねば  
ならぬのか。それは全く了解に苦しむところである。むしろ、労働者が資本  
家を倒さなければならぬことには、兩者の間には、そのやうな方法によらず  
とも、平和が、さうして協力が、共同的な關係が、十分に成立せらるゝと考へら  
れる、かくてまたムツソリーニは、次のやうにいふのであつた。曰く、「國家  
以外には、個人も團體（政黨、協會、階級など）もない。したがつて「ファツシ  
ズ」は、歴史の運動を階級闘争によつて麻痺せしめ、國家的統一を否定すると  
ころの社會主義に、強く反對する」と。

このやうにして「ファツシズ」は、まだそれが完成した理論とやらない以前に  
も、マルクス主義的社會主義が階級闘争の理論的立場をとり、したがつてスト  
ライキ、サボタージュを盛んにすることによつて、戦後のイタリー國家をます  
／＼疲弊、混乱させてゐるといふ現實の事實に對し、反對せざるを得なかつた  
のであつた。しかし、はがらそれは、さらに進んでは、やがてこのやうにして反

駁せられてゐるマルクス主義の理論的根柢たる「唯物史観」に対し、これを否定する如き理論として完成せられてくる。いひかへれば、以上述べ来たやうな實際上の反対からして、やがて理論上の反対がツクリ出されて来るわけである。では、それは「唯物史観」に対して、如何に反対するか。

「唯物史観」は、歴史の過程全体を経済的要因によつて説明せんとすることに、その核心を有する。いひかへればそれは、経済的要因を以て歴史を決定する唯一のものとする歴史観である。だが、「社会の経済的構造」が「現実的基礎」であつて、法律、政治、宗教、哲学などは、すべてそれによつて規定せられるところの、その上に載せられてゐるところの上部構造であらうか。これに対する反対は、まづムツソリニによつて、次の如き根柢に於て打たれたい。即ち彼はまづ、新しい原料の発見、新しい労働方法の応用、科学的發明などの経済的要因が、歴史に働きかける強き力であることを、もちろんこれを認めないが、しかし、彼はいふ、「他のすべての要因を除いては、それだけで歴史が説明せられると考へることは、馬鹿げてゐる。ファツシズモは、直接にも間接にも経済的動機と関係の深い行為が、宗教のほかに、また英雄の行動のなかにあ

ることとを確信せしむ。

かくしてマルクス主義的社會主義の基礎たる「唯物史観」は、否定せられた。しかしこの否定は、單なる理論的たものである。マルクス主義的社會主義の主張する下層階級の貧困に対する同情と救済の意欲とは、また感情的に肯定せられたまゝである。この裏に隠して、ファツシズモはどらいふか。ムツソリニによれば、この裏は、「物質主義」的であるがゆゑに、また「快樂主義」的であるがゆゑにとの理由を以て、排斥せられる。そもそも「經濟發展」がある一定の時期に到達すれば、経済的福祉がかわつて人々に対して予へられるやうに打たれたい。いふ思想、要するに「人類をして飽食肥満、たゞ物質的のみ生きることを目的とする動物に變ぜしめようとする如き福祉」の觀念を、断乎として斥けるのである。人間の目的は、物質的「福祉」にあるのではない。したがつて労働者階級の資本家階級に対する争ひは、それが物質的「福祉」の分り前に関するものであるかぎり、是認せられたい。そのやうな物質的「福祉」と目的とする労働者階級の生活態度そのものもまた、争はれたいからである。

フアツシズでは何よりもまづ以上の如くにして、大戦後の國家に於ける現  
 實の混乱をつくり出したと考へられる個人主義及び自由主義、デモクラシー、  
 マルクス主義なる三つの思想に対するアンチ・テーゼとして、みづからと形  
 成して行ったのがあった。だが、それでは次に、以上のやうにして消極的に規  
 定せられるフアツシズでは、積極的にはどのやうな内容を有するからならぬか。  
 いふかへれば、以上の如き否定からして形成せられたフアツシズでは、  
 その完成された姿に於ては、どのやうな肯定的内容をもちつてゐるであらうか。  
 フアツシズでは第一に、個人主義し及び自由主義しに對立するといふ  
 に於て、積極的には「全体主義」をその内容とする。それは、個人ではなくし  
 て全体を、最高のものとするのである。だが、それではフアツシズでは、こ  
 ろの「全体」とは、具体的にいつて何であらうか。たとへば「全体主義」  
 主唱者として著名なシユパンは、かゝる「全体」を社会のうちに見出さす  
 がしながらフアツシズでは、さうではない。こゝでは、「全体」とは國  
 家に他ならぬ。ムツソリーニが「いやうに、フアツシズモ理論の中心は

國家の概念であり、國家の任務であり、國家の目的である。フアツシズ  
 については、國家が絶対的なのであつて、個人及び團體は相對的であるといふ  
 それらは、およそ國家のうちにありとせよのみ考へられるのである。  
 かゝして、國家がすべての上におかれる。ムツソリーニの言葉にしたがふに  
 らば、「すべては國家のためのに存し、何ものも國家に及するものはなく、何もの  
 も國家の外にあることなしである。個人に於ても、打つほど個人は、そ  
 の異なる経済活動にしたがつて、集團を構成することがあり得る。とはいへ彼ら  
 は、何よりもまづ國家の部分である。したがつて個人は、國家のために存する  
 といはれねばならない。

だが、それでは、かゝして個人に先だてられる全体としての國家は、どの  
 うなものであらうか。こゝに列つてフアツシズでは、それさしは「有機体」  
 にととへる。たとへば「労働憲章」(Carta del Lavoro)の第一條は、次のやう  
 にイタリア國家を規定してゐる。曰く、「イタリア國家は一つの有機体(Organismo)にして、その目的、生命及び行為への手段は、個人及び團體に於  
 けるそれよりも、力と持続性に於てまゝである。」(organismi)である。即ちこ

こでは、國家は「一つの大きい、巨大な生きとし有る有機体」(grande organismo) *organismo vivente* として見られてゐるのである。やがて次に述べる如き「權威の原理」や「ヒエラルヒア」的構造及「職分」の分化の考への如きは、  
 この「有機体」観から出てくる。即ち、「有機体」としてのイタリヤ國家は、  
 平等なるアトムリ如き個人の集合からなる。では何、上下の差別ある「ヒエラルヒア」的構造を有し、したがつて、ある特定の權威者が統治し、すべ  
 のものは各々一定の「職分」即ち國家のために分担するところの職業を有す  
 るのである。

さて次に、フツシズモは、デモクラシーに反對することに、その第二の原  
 泉ともつてゐた。そこでこのことからして、フツシズモの中心事実たる國家  
 は、当然「權威國家」として規定されねばならない。即ちこのことは、國家全体は  
 一つの頂点からして導かれてゐるのである。さうしてその理由は、いふまでも  
 なからう、「最もよきもの、支配こそ、最もよき支配形態はこれ」との主張が、  
 こゝに實現せられてゐるわけである。このやうな支配形態があつてこそ、「そ  
 れによつて國家は、階級的は一切の相對的利益に對立して、絶体的に倫理的價

値を實現することができらるゝであらう。

ところで、このやうにして國家に絶体的な「權威」(autorità) が要請せら  
 れるといふことは、やがてまた國內的には「力と支配との意志」(vires voluntatis) *di potanza e di imperio* が、國際的には「平和主義」(pacifismo) 及「軍國  
 主義の主張が、みちびき出されるわけである。われわれはかくして、当面の問  
 題に直接關係ある主張に到達することができた。だが、この主張を見る前に  
 われわれはまづフツシズモの第三の積極的内容について、語り終らねばはら  
 ない。

さてフツシズモは、最後に、マルクス主義的社會主義あるは「共產主義」  
 の否定からして、生成し未つたものであつた。では、このやうな「社會主義」  
 の否定からして生成した結果は、一体どのやうなものであらう。ひとはそこ  
 成熟したものは、「組合國家」(state corporativista) と名づけてゐる。フツシズ  
 シズモは、かくして「共產主義」社會と對し、「組合國家」を主張するの「  
 ムツソリーニ」の言葉を引用するならば、「組合組織」(la corporativa) *intelle-*  
*grale* ) こそは、社會主義と自由主義とを克服して、一つの新しい綜合とつ

つとこのもの、作りのである。

「組合主義」が必要であることについては、一九一五年の憲法改正委員会が次のやうに説明しこゝろ。即ち、「個人はそれ自身では、國家を把握し得ない個人と國家との間の間隙は、あまりにも大である。この間隙は、中間的な媒介なしには、克服することが出来ないであらう。この橋渡しをするものが、とりもたせざる組合である」と。

現実に於けるイタリ、國家の組合的構造などのやうに要選して来たかは、極めて複雑であつて、十分に述べる事ができず、またその必要もないであらう。だがしかし、一九三四年二月五日の「組合の設立及び任務に関する法律」とも、してみると、それは大体次の通りである。――まづ最初に、最も基本的なものととして *quadracci* なるものが、各職業部門毎に、各都市町村毎に、労働者と傭主とそれと別々の組織せられる。この *quadracci* が地方的に集められ *Federazione* と、この *Federazione* がより集まると *Confederazione* となり、二、三の組織が構成せられる。ところが、これだけでは、いまだ横の組織、即ち労働者と傭主との間の組織が出来ておない。そこで、これら両者の

別々の組織を結合させるために、二、三の *corporazioni* が設けられるのがある。労働者の対峙が「資本主義」と「労働者の独裁」が「社会主義」を特徴づけるとするならば、真の意味に於ける労働の協調をこそは、ファツシズモは以上の如き「組合國家」組織に於て実現せしめようとするのである。前にも述べたやうに、「組合組織」が「社会主義と自由主義との総合」であるといふのは、その意味に於てであつた。

三

さてファツシズモによれば、國家は以上の他に、さらに色々な言葉で規定せられてゐる。たとへば、これをムツソリーニの言葉によつて表現するならば、國家は実に「倫理國家」( *stato etico* ) であり、「宗教國家」( *stato religioso* ) であり、「國民國家」( *stato nazionale* ) であり、「統一國家」( *stato unitario* ) であり、「一國一黨國家」( *stato partito* ) であり、「法律國家」( *stato giuridico* ) である。だが、そのやうな多くの言葉で表現せられる「新しき國家」の本質的部分は、すでに述べたところによつて、簡單ではあるが十分に規定せられてゐるといつてよい。

そこで次に、われわれは前に豫の約束しておいたやうに、われわれの当面の  
問題と直接的な関係を有するフアツシズモの國際關係に対する態度を、こゝに  
けて述べることにする。

以上述べ来たところによれば、フアツシズモは國家を最高價值とする「國  
主義」であつた。ところが、「國家主義」に於ける國家が「權威國家」とし  
て規定せられること、したがつて對外的に及「平和主義」としてあらはれ、こ  
とは、論をまたない。けれど、國家を最高とするところでは、當然國家の強  
大が希望せられるからである。だからムツソリニはいふ、「フアツシズム  
に於ては、帝國主義への傾向、即ち抗張欲は、生活力の顯現であつて、その  
反對の萎縮は、墮落の象徴である。向上せ人が上にもさらにも向上せんとする國  
民は、帝國主義的である。たゞ下降しゆく國民のみが断念する」と。

帝國主義の昂揚せられるところ、「平和主義」は當然拒否せられる。ヘッソ  
リニによれば、「何よりもオゾフアツシズモは、永遠の平和の可能性やその効  
果を信ずることかまさない。だからフアツシズモは、平和主義を採用せぬ。フ  
アツシズモは闘争を許すことを以て、怯懦と考へる。たゞ戦争のみが、人間

の意志力を最高の緊張にもたらし、戦ひに面して昂然たる勇氣と徳とを有する  
國民に、貴族の印章を与へるのである。あらゆる他の武錬は、人間を生か死か  
の境地にかくものではないから、單なる代用の働さをなすにすぎない」と。こ  
れによれば、戦争はむしろ道徳性である。しかもこの「戦争は、國家間の関  
係を究極に於て決定する、それは國家間の最高審判廷である。したがつてま  
たすべての個々は、國家のために、戦争するといふことに於て、その徳 (virtue)  
を發揮しなければならぬ。フアツシズモはこのやうに考へるのである。これ  
を要約するならば、戦争は個人の意志を最高に緊張させることに於て、したが  
つて進歩の原動力たることに於て、一々の徳である。さうしてそれは、國家間の  
最高審判廷である。この二つのことからして、すべて個人は、國家のために  
進んで剣をとらねばならぬといふのである。

フアツシズモはこのやうにして戦争を肯定した。それは、たゞに止むを得  
ないものなりではなくて、進んで行はるべきものですらあるのである。それは  
ニヤムツソリニは、「フアツシズモ國家は、たゞに防衛するのみではなく、  
進んで攻撃する」と、胸をさらせ、「われわれは平凡な生活に及対する」として

その攻撃的精神を期せし、イタリヤ・フアツシスタ戦闘隊に向け、諸君、闘ふといふことが、われらの綱領である。……われわれフアツシスタとつては……たゞ戦争が生命であるとして、説き及ぼせたりであつた、まことにフアツシズその思想によれば、戦争せぬ日は、憂鬱な、冬未だ、荒涼たる日であらうし、戦争は万物の始原であり、戦争は神の宿命の如く、人間の奥深くに、つねに存在するしと恠せられる。フアツシズその理論を説くことすらも、フアツシスタの好戦性、気質と傷けたいといふ條件の下に、是認せられるのである。

だが、その中で、人類の進歩のために、戦争こそ究極的に望ましく、平和は否定さるべきであるか、以上の論述によれば、さうであるにちがひない。だが、一九三四年の秋に於けるムツソリニの演説「余の軍國主義観」に於ては「今日と於てイタリヤ國民の軍國主義は、平和の破壊にむかひ、平和の強化に向けられざるし」と述べられてゐる。明白に前の主張と矛盾してゐる。後の主張によれば、戦争は「真理」ではあるが、「論理」では行はぬこと、行ひ、前の主張によれば戦争は「真理」であるのみならず、「倫理」でもあり

ること、なる。さうしてこの真をついては、フアツシズモはいまだ明確な主張をもたないといふべきではあるまいか。



## 第二節 ドイツ・ナチス思想

一

前節に於て述べたフアツシズモがさうであつたやうに、ナチオナール・ゾーアリスムス、略していはゆるナチスもまた、大戦後に於けるドイツ國家の混乱の中から生成し來つた。ドイツ・ナチスもまた、混乱せる現實の否定として、芽生えて來たのである。だがそれでは、こゝに否定さるべき現實の混乱は、如何なる点にその本体を有するものであるか。われわれの考察は、こゝからはじめられねばならない。

大戦後のドイツに於ける混乱は、もちろんイタリヤのそれにまさるものである。ドイツは第一に、少くともイタリヤとはちがつて、戦敗國である。四ヶ年半にわたる戦火は、この國の資本を、富を、全く破壊してしまつた。しかも第二に、戦争に對する全責任を負はされたこの國は、いはゆる「天文学的數字」と呼ばれる賠償金を、負擔しなければならなかつた。だが、この驚くべき巨額の賠償金を、少しづつ、でも支拂つてゆくためには、富を破壊しつくしたこの國にあつては、輸出の振興、したがつてそのための産業の回復を以てすること

必要である。しかるに、長年の戦争は、資本を破壊してしまつてゐた。そこで、資本は輸入されるより他はない。だが、そのために、また第三に、外資に對する利子の支拂が必要である。かくしてこの國の経済は、全く飢饉線上にあつたのである。

以上の如き経済的諸事情が加重的に加はることによつて、ドイツに於ける社會的窮乏は、全く想像に余りあるものがあつた。この窮乏を切り抜けて行くためには、どのやゝな金があるであらうか。それは全く、尋常な方法を以てしては、不可能であらう。全ドイツが隅々によでも行きわたる舉國一致の努力、それ以外にこの窮乏を切り抜けてゆく途はないのである。しかる當時のドイツにあつては、この舉國一致といふ窮乏脱却の途は、到底期待しうべくもない状態にあつた。國內には、對立と相剋とをわかつて混亂とが、極端な程度にまで高められ、そのたのである。労働者階級と資本家階級との對立、資本主義に復歸しようとする鬼想と社會主義に向かうとする鬼想との相剋、したがつて階級の増悪にみちた社會的混亂、即ちこれである。共同と一致とのみが窮乏を切り抜けしめると思はれるのに、これはまた何といふ不幸な状態であらう。同じく窮乏のなかに陥りながら、イタリアにあつては、早くもドイツにさきがけて、ファッシズによる國家の統一が完成し、力強く立ち上つてゐる。　　ドイ

ツもまた同じ途に向はねばならぬか。それには多くの障害があつた。出来得るかぎりヴェルサイユ的「現状維持」をめぐす列國、とくにドイツの再起をおそれるフランスの監視は、容易にかゝる統一をゆるさぬ。これこそ最大の障害であらう。しかし、かうした列國の壓迫のうちには、かう、團結は次第に力強く進められてゆく。ヒットラーの下に立つ「國民社會主義ドイツ労働党」の運動が、即ちこれである。かくして窮乏と混亂とのうちにあつたドイツは、戦争終了後十四年にして、ついにヒットラーの下に統一せられ、こゝに「新しきドイツ」として生誕したのである。

そこで、あとかもイタリア・ファッシズをかさうであつた如く、新しきドイツ國家もまた、混亂の原因としての資本主義及び社會主義の否定といふことか少出発して来たのである。新しき國家の理念としてのナチオナル・ゾクアリスムス、即ちナチス思想は、かくしてまづその否定的、批判的側面から見てゆかればならぬ。われわれは、次にこの点から見てゆかうとするのである。が、その前に、ナチス思想の全貌を示すため、「國民社會主義ドイツ労働党」の政綱を示しておこう。

ナチス党の政綱は、現にこの党の記念日となつてゐる一九二〇年二月二十四日、第一回の党大會に於て、ヒットラーにより宣言せられたものであらう。今日もなほ何ら「変更せられることなく遵守せられ」てゐる。ことに於て、極めて重要なものである。それは次の二十五ヶ條からなつてゐる。

- 一、民族自決権にもとづき、すべてのドイツ人は一致團結し、「大ドイツ國」を結成すること。
- 二、他國と平等の權利を享有すること、ヴェルサイユ條約及びサンジエール條約の廢棄。
- 三、國と土地（植民地）。
- 四、「國民同志」（*Volksgenosse*）。即ち同一理念の下に國家民族に奉仕する仲間のみ、ドイツ公民たることを得。國民同志はドイツ人の血統を有せざるべからず。したがつてユダヤ人は、國民同志たることを得ず。
- 五、ドイツ公民にあらざるものは、單なる客人としてドイツ國內に滞在することを不得。
- 六、ドイツ公民のみ國政の指導及び法律に関する決定に參與し、かつ公職に

就くこととを尋。

- 七、國家はドイツ公民の職業及び生活につき、考慮すべきものとす。ドイツ公民にあらざるものは、追放せらるゝことあるべし。
- 八、ドイツ人にあらざるもの、ドイツへの移住は、これを阻止することを得。一九一四年九月二日以降移住せるドイツ人にあらざるものは、追放せらるゝことあるべし。
- 九、すべてのドイツ公民は、同等の權利及び義務を有す。
- 一〇、ドイツ國民は第一の義務として、精神的あるかほ肉体的に生産に従事すること。個人の行為は共同の利益と衝突すべからざること。
- 一一、無職及び不勞所得の禁止。判子奴隷の打破。
- 一二、一切の競争による利益の回收。
- 一三、トラスト經營企業の國營化。
- 一四、大企業より生ずる利益の分配。
- 一五、養老事業の確立。
- 一六、健全なる中産階級の確立。百貨店を地方公共團體の經營に移すこと。小

### 商工業者の救済

一、土地制度の改正。即ち土地が不合法に取得されまたは公衆の利益に反し管理せらる、場合は、公衆の利益のため無償にて收用する、土地賣買投機の防止及び地代の廢止。

二、公衆の安寧を害するものは、強圧す。重き罪あるものは死刑に處す。

三、ドイツ普通法の實施。

四、國民教育事業の確立。即ち、貧しくしく特に天賦の才能に恵まれたる児童を國家の經費によつて教育する。

五、國民の健康増進。母及小孩の保護、未成年者の労働の禁止。

六、國民軍の組織。

七、政治的虚偽に對する弾圧。ドイツ新聞の社員は、國民同志たらざるべからず。非ドイツ新聞は許可を要し、ドイツ語を以て發行することを得ず。

八、ドイツ人にあらざるものは、ドイツ新聞を發行することを得ず。

九、ドイツ國家に對して危険なく、かつゲルマン人種の道徳に違反せざるべからず。國內に於ける信仰の自由を認む。國民社會主義ドイツ労働黨

は一定の信仰告白に束縛されることなく、積極的キリスト教の立場を代表す。わが党はエゲヤ的、物質主義的精神に排敵す。

ドイツ國民の恒久的なる更生は、公益は私利に優先す。て小根本觀念によつてのみ、可能ならしめらるるものなり。

五、堅固なる國家中央権の確立。全國土に對する中央議會の無制限的権能の確立。各同盟邦に國家の法律を施行するため、階級及び職業會議所を設立すること。

以下われわれは、このやうなナチス党の綱領を顧慮して、まづこのナチオナール・ゾチアリスムスの否定的側面を見ようとするのである。

さて以上の如き綱領は、何よりもまづそれに自己を表現してあるナチオナール・ゾチアリスムスが、資本主義に對する否定であることをあらはしてある。

「資本主義が何であるかについては、もちろん色んな解答が與へられるであらう。だがしかし、何れにしてもそれが経済的「個人主義」、経済的「自由主義」及び無制限なる「營利主義」を、その根幹としてあることについては、疑いを容れない。上記の綱領は、これらすべてを否定することによつて、ナチスの思

三

想が反「資本主義」的であることを示してゐるわけである。

まづ、経済的「個人主義」についていふならば、この経済的「個人主義」は、  
らに分れて、個人がその営利的活動によつて幾ら沢山の儲けを得ようとするべ  
て彼のものにするといふ「私有財産制度」と、不幸にして儲け損ひ、食ふに困  
るやうなことがあつても、社会がその責任を負はないといふ「自己責任制度」  
とから成つてゐるのがあるが、綱領の第七條は、國家がドイツの公民の職業及  
び生活を配慮すべきことを規定することに於て、「自己責任制度」の全面的な  
否定であり、その他第十五、十六、二十一條は、これを部分的に否定するもの  
である。「私有財産制度」についても、第十一、十二、十三、十四條の如き、  
あるひは第十七條の如き、これを否定するものであらう。だが、この点に関し  
ては、後にも述べるやうに、十ヶ条は一切の「私有財産」の完全なる否定を行  
はうとするものではない。さうしてこの点こそは、それをマルクス主義風の「社  
会主義」あるひは「共産主義」と區別する主たる標識である。

次に、以上の如き綱領が、経済的「自由主義」に對する否定であることは、  
いかまでも厚い。第十一條より第十四條に到るまでの規定が、個人の営利活動

の自由を限定するものであること、第十七條が土地の賣買について「自由の拘  
束であることは、改めて説明する必要もないであらう。たゞこの経済的「自由  
主義」は、前述の「私有財産制度」とともに、ある限定とれたる意味に於ては  
「資本主義」制度の長所であつた。したがつて十ヶ条は、個人の経済活動の自  
由を、如何なる意味に於ても否定しようとするものでないかであつて、ある  
一定の制約の下に於ては、むしろこの個人の経済活動の自由を、是認しよへす  
る。さうしてこゝに、いふ一定の制約とは、他ならぬ綱領の第十條に於て規定せ  
られてゐる「個人の行為は共同の利益と衝突すべからざる」といふ限定で  
ある。個人の経済活動は、それが「共同の利益と衝突しない」かぎり、むしろ  
是認せらるべしと考へられてゐるのである。しかしこれら几点については、十  
ヶ条の思想の積極的側面を語る場合にまで、譲らねばならない。

第三に十ヶ条は、「營利主義」を否定する。このこととしまして、すでに見た如  
き綱領の第十、十一、十二、十三、十四條に、あるものは、第十六、十七條など  
に、明かにあらはれてゐるであらう。こゝでは「營利主義」には限界が設けられて  
ゐるのである。「資本主義」の擁護者はいふであらう、營利主義こそは、経済

の發展を極めて著るしい程度に可能ならしめる原動力として、否定し得ないものである。たしかにさうである。だがしかし、一体この急激な經濟發展は國家を分裂させ、増悪にみちた二階級を對峙させるやうにしてまでも、必要なるものであらうか。何より必要なるものは、國家の統一である。「國民同志」の結成である。さうすれば、一の他を「顧るところなき黨利の理念」(Schickelgruber's *lose Ernsthilfen*) の如きは、断平として排せられねばならない。經濟發展の原動力として是認せらるべき「黨利」が第一とするならば、それは、ついに「他を顧るところの黨利の理念」であらねばならぬ。國家の全体を顧るといふ限定に於てのみ、黨利は許されるのである。そこでまた綱領は、「公益は私利に優先す」(Generalnützig vor Eigennützig) といふ有名な命題を、第二十四條に掲げるのである。さうして十ヶ条は、この点に於てもまた、「資本主義」の否定であるとしても、その長所をも認めてゐるわけである。

最後に、要するに十ヶ条の思想は以上の如くにして反「資本主義」的なのであるが、このことは、「資本主義」を狭義に解釈して、その本質を資本と労働との相剋、資本による労働の搾取と考へても、十分に是認せられる。即

ち十ヶ条は、資本による労働の搾取に反對してゐるのであつて、このこと以上綱領の第十一條に於ける「利子奴隷の打破」なる言葉に、十分に表現せられてゐるところである。

さて、十ヶ条は、「資本主義」に對して、以上の如き否定的態度を示した。しかしながら「資本主義」を否定するものは、とりわけて十ヶ条のみではなかつた。ソヴェイエト、ロシアに實現せられつゝあるマルクス主義的「社会主義」あるひは「共産主義」もまた、「資本主義」の決然たる否定である。とすれば、十ヶ条はこの「共産主義」から、如何なる点に於て自己を區別するであらうか。ただし十ヶ条はマルクス主義にもまた、「ドイツ國家の混乱の最も重大な原因を見てゐたからである。

十ヶ条の綱領は、マルクス主義的社會主義に對して、次の如く批判してゐる。——「吾人の反マルクス主義闘争は、ニダヤクマルクスの國家破壞的理論に對して、國民を分裂せしめる階級闘争の理論に對して、經濟を殺してしまふ私有財産否認の理論に對して、また純經濟的なる唯物史觀に對して、向けられ

てゐる」と。  
これによつてみれば、十ヶ条のマルクス主義に對する批難は、まづこれが反

國家的であることに向けられてゐる。さうしてこのことは、マルクス主義が階級闘争に主たる力点をおき、そのためには、万國の労働者の結合をすすらねるのであるから、當然のことと認めらるゝ。また、このことは、マルクスにとつては、綱領の第一條が「民族自決権にもとづき、すべてのドイツ人が一我團結して大ドイツ國を結成すること」である。第一の目的と考へられてゐるのである。

次に、また第二に、マルクスのマルクス主義に對する闘争が、「國民を分裂しめる階級闘争の理論に對して」なされてゐることは、當然であらう。マルクス主義の階級闘争の理論は、正當には統一にまたらされねばならぬ國民を、資本家階級と労働者階級との、二つの惡しき結合の階級を促進させんとすべし、決して、融合、統一して、眞に國家の繁榮のために役立つやうとするところがないからである。資本家階級と労働者階級とは、利害に於ては對立すべきものではなくして、ともに國家の發展のために協力すべき「國民同志」でなければ存らない。

しかしかくいへば、マルクス主義者たちは、資本家階級を排斥した後、於てこそ、眞に統一の「國民同志」が可能ならしめられるのであつて、資本家の

存在するかぎり、眞の團結は不可能であらうといふが、しかしながらこの反駁に對しては、マルクスの思想は、マルクス主義に於ける「經濟と政治」としまし私有財産否認の理論に對して反對することにより、十分に答へてゐる。私有財産を許すこと、したつて資本の私有を承認すること、經濟の最も強い原動力となるかぎり、これを全面的に否定することは、ソヴィエト・ロシアに於けるか如く強制的にやらせ、相當期間、經濟の生産力を減退させることなしに行はれるであらう。しかしそれは兎に於ては、不可能である。マルクス主義の綱領は、「私有財産制度を是認して、次のやうにいつとある。」「十人オナール・ゾクアリスムは私有財産を、しかも正當の方法で得られた労働の結果としての私有財産を、根本的に是認して、これを國家の保護の下におく。……労働といふことを正しく把握したものは、労働の結果が労働するものの財産に存らねばならぬことは、十分に疑ひなきところであらう。かくして正しく理解せられる労働概念から、必然的に私有財産の是認といふこと生ずる。……かくして私有財産は是認せられ、したつて資本家の存在も許される。資本家階級と労働者階級との間に、『國民同志』の關係を存するかぎり、

それでは十分なりである。

最後に十人スリマルクス主義に對する闘争は、「純經濟的なる唯物史觀に對して、いひかへれば、マルクス主義の」とる「唯物史觀」が「純經濟的である」とに對してなされる。十人ス党の綱領が明確に主張してあるやうに、「資本主義とマルクス主義とは、結局に於て一つである。それらは同じ精神的基础から生育せるものである」とうしてこの共同の地盤こそは、それが「純經濟的」な色彩によつて彩どられてゐること、いひかへれば、それが「物質主義」的であり、したがつて實に「ユダヤ的」であることは、その特徴を有する。十人スに  
よれば、マルクス主義は物質主義的・ユダヤ的であることに、その最も奥深き  
缺陷があるのである。

このことは、十人ス党の綱領が、「最も根底的には、二つの世界觀の闘争が  
問題なのである、これら二つの世界觀は、根源的に創造的な精神及び流動的  
貧慾的な精神なる、二つの根本的に異なる精神構造によつて、表現せられてゐる  
として前者はアリアン民族に、後者はユダヤ民族によつて代表せられる、か  
くして「十人スは、……ユダヤ的・物質主義的精神に、すべての害悪の主たる

根源を見るのである。——といつてゐることからしても、明かであらう。實に  
十人スりの思想によれば、國家のうちには於ける個人は、資本家も労働者も、物  
質的なる福祉を爭奪することに於てあるものでなくして、より高き精神的な  
る生活のためにあるべく、經濟はかゝる精神的なものの、手段としてののみ、存す  
べきなのである。



以上おれわれは、十ヶスの思想の否定的側面を見つ来た。だが、それでは、その最初の出發をこのやうに資本主義と共産主義との両者の否定にもつたところの十ヶスは、どのやうな積極的内容をもつやうになつたであらうか。

このやうな十ヶスの思想の積極的側面は、すでにその消極的側面を述べた際に、當然、ある程度まで明かにせられたところである。即ち、十ヶスはきつづ「資本主義」を斥けた。ところでこのやうな「資本主義」の排斥は如何なる仕方に於てなされたかといへば「資本主義」の内容を構成する「個人主義」、「自由主義」及び「營利主義」に對して、つねに「個人の行為は共同の利益と衝突すべからざる」とし、また「公益は私利に優先す」という命題が、提示せられることによつてであつた。いうまでもなくこれらの命題は、「全体主義」のそれであるから、十ヶスの資本主義に對する以上の如き仕方の否定は、當然それらに、「全体主義」なる積極的内容を與へることとなる。

ところで、それではこゝに個人に對する全体としてもち來られるところのもの、何であるか。このことは、十ヶスの「共産主義」あるはマルクス主義

に對する反駁によつて明白である。ナチスのマルクス主義に對する批判は、それが國家破壊的であること、國家内に於ける階級の分裂と抗争とを激化せしめることに向けられてゐた。したがつてマルクス主義に對する否定であるところのナチスは、當然國家の統一と團結とにその目標を置いてゐなければならぬわけである。實にナチス、即ち「ナチオナール、ゾチアリスムス」、「國家社會主義」は、「國家主義的であることに、その基本的な特徴を有する。ナチス黨綱領の第一條が、「民族自決権にもとづき、すべてのドイツ人は一致團結し、大ドイツ國を結成すること」とせられてゐることは、十分な理由あつたことなのである。ナチスにとつては、すべてのドイツ人が一致團結して、いはゆる「國民同志」を結成し、大ドイツ國家を建設することこそ、最高の目標なのであつた。かくして、ナチス思想の積極的内容は、先づそれが「國家主義」であることによつて規定せられた。ところが、もしこのナチス思想を体理するところの國家が、従来のものとは異なる意味の「新しき國家」の生誕であるとせられるならば、それは如何なる意味に於てあるかといふことが、次にとりあげらるべき問題とならねばならぬ。

ところで、上述せるやうに、ナチスの「國家主義」であることが、「ナチオナール、ゾチアリスムス」、即ち「國家社會主義」に於ける「國家」が表現してゐるとすれば、「國家社會主義」なる言葉を構成するいま一つの部介たる「社會主義」は、ナチスに於ける國家が「新しき國家」であることを説明する要素であらねばならぬ。しかるに、もし「社會主義」という概念が通常理解せられてゐるやうに、生産手段の「社會化」を意味してゐるとするならば、私有財産制度を根本的に是認するナチスに於ける「社會主義」は、普通とはちがつた意味のものと考えねばならない。いひかへるならば、ナチスに於ける「社會主義」は、資本主義とマルクス主義的意味の「社會主義」、即ち「共産主義」との兩者を否定するところの、新しい意味での「社會主義」であらねばならず、ナチスの國家が「新しき國家」であることは、それが資本主義と社會主義との兩者を否定する如き構造を有することによつて、可能ならしめられるわけである。ナチスに於けるこの「新しき國家」は、フアツシズモに於ける「新しき國家」が、「組合的」と規定せられるに對して、「有機的」と規定せられることによつて特徴づけられてゐる。フアツシズモの國家が「組合國家」であるに對し

て、ナケスの國家は「有機的構成に於ける國家」(Staatsbau Reich im organischen Aufbau)なのである。

まづ、ドイツ國家の「有機的構成」を、政治的方面から觀察するならば、それは「指導者國家」(Führerstaat)の成立なる事實にあらはれる。さうしてこの「指導者國家」の成立は、第一には一九三三年三月二十三日に於ける「國民及び國家の危急匡救に關する法律」が圧倒的多数を以て議會を通過し、こゝに民主主義的ワイマール憲法が停止せられ、何ん四年間政治に全權が委任せられたことによつて、第二には、ワイマール共和制憲法によつて一層強化せられたるドイツ旧來の聯邦割拠制が、一九三三年三月三十一日の「國邦合一に關する暫定的法律」によつて改められ、こゝに國と邦との統一が行はれたことによつて、また第三には、同じく一九三三年十二月一日の「党國統一を鞏固ならしむるための法律」により、いはゆる「一國一党制」が形成せられたことによつて、その基礎的地盤がつくられたのであるが、それはついに一九三四年八月二日、ヒンデンブルグ大統領の薨去とともに、ヒットラーが「總統」(Führer)となることによつて、完成した。ドイツ國家はこゝにはじめて、その

隔々の部分までが、一つの中心に統一せられることによつて、「有機的」構成をもつやうになつたのである。

次に、ドイツ國家の「有機的構成」を、経済的・社会的側面について、見てゆかう。ドイツ國民經濟の「有機的構成」は、三つの段階を経て發展して来た。ナケスが覇權を握つた最初の年、一九三三年は、そのときまで支配的であつたマルクス主義的・資本主義的經濟、社会秩序を破壊して、新しいナケス的・ドイツ生成のための地盤をつくらうとした年であつた。ナケスはこのために、マルクス主義的な労働組合を解消せしめるとともに、他方では資本主義的な雇傭者団体を解消せしめ、その代りに、「ドイツ労働戦線」なる団体を結成した。翌一九三四年は、前年度に於て用意せられた地盤の上に、新しい組織がつくられて行つた年であつて、前述の「ドイツ労働戦線」は確定的な組織を得て、新しいドイツを担ふ支柱の一つとなつた。またこの年には、いま一つの支柱たる「産業統制法」が成立した。最後に、翌一九三五年は、以上の如くにしてつくられた「ドイツ労働戦線」及び「産業統制法」なる二つの支柱が、いはゆる「ライプツィヒ協定」によつて、さらに一つに統一せられた。さうしてこれによ

つて、ドイツ経者の「有機的構成」は完成したわけである。

かくして、新しきドイツ経者は、二つの支柱に担はれてゐるのであるが、それらのうち、「ドイツ労働戦線」は、その任務を「ナチス的意識への教育」に於てゐる。一九三三年十一月二十七日に発せられた檄は、「ドイツ労働戦線は、われらの、總統ヒットラーの意志に依り、日常労働生活の物質的問題より、……ナチス的心情への教育を任務とする」といつてゐる。これによつて、これは、この支柱は、新しきドイツの觀念的方面を担はうとするものであつて、「新しき國家」のための「新しき心情」(die neue geistung) をつくり出すところに、その重点をおくものである。

たゞ、この場合注意すべきことは、この「ドイツ労働戦線」といふ唯一の組合のなかへ、すでに解体せしめられた雇傭者団体及び労働組合に於ける資本家と労働者とが、憎しみ合ふ階級としてではなく、協同体精神にみちた、いひかへれば、互ひに「ドイツ國家のために協力して働かう」といふ心情にみちた「すべての生産に従事するドイツ國民」として、加入せしめようといふこと。これである。「フアツシズ」その「組合國家」に於ては、資本家団体と労働者の団体とが別々に組織せられ、それの統一は、そのあとで、資本家団体と労働者の団体と

の間につくられたのであつたが、こゝでは、はじめから、資本家と労働者とは、何れも「生産に従事するもの」として、唯一の組合のなかに入れ、両者の間をより一層「有機的」たらしめようとするのである。

次に、ドイツ経済の「ま」の支柱は、その「産業統制法」であつた。それは、一九三四年二月二十七日の「ドイツ経済の有機的構成準備法」によつて、基本的に完成したものである。その法は、その名の示す如く、ドイツ経済に有機的構成を興へようとするものであるが、まづその構成を見る前に、構成せられて行く「細胞」ともいふべき「経営体」について、語らねばならぬ。

あたかも「ドイツ労働戦線」が、生産する力として資本家と労働者との両者を含む組合であつたやうに、新しきドイツ経済に於ける経済單位としての「経営体」は、「経営共同体」となることによつて、有機的な國民経済の担ひ手となる。もちろん従来の「経営体」のなかにも、資本家と労働者とがあつた。しかしこれらの間には、協力の関係ではなくして、憎しみ合ひの、相剋の関係があつたにすぎない。そこでナチスの下にあつては、「経営に於ては、企業家はその指導者 (Führer) として、使用人及び労働者はその従属者 (Folgebefehlter)

として、ともに経営の目的促進並びに国民と国家との共同利益のために働くものとする」と規定されておるのである。即ち、ナチスの経営に於ては、すでにその単位たる細胞のなかに、資本家と労働者との間の融和関係をくり出さうとするのであつて、「経営の指導者は従属者の福祉を固り、従属者は経営の指導者に對し、忠誠を誓ふべきもの」とせられてゐるのである。

さて、このやうな「経営共同体」は、既述の如く「有機的構成準備法」によつて、縦と横との二つの方向に於て「有機的」に構成せられる。まづ縦の結合としては、工業、手工業、商業、銀行業、保険業及び動力経済なる六つの「全国経済部門」が分たれ、さうしてこれらのうち、工業のものは、経営上重要であるから、さうして七つの「大部門」に分たれる。ところで次に、これら七つの工業「大部門」と工業以外の五つの「全国経済部門」とは、その下の組織として「経済部門」、さうしてその下のものとして「分科部門」、最下位のものとして「分科小部門」を有する。これを逆にみるならば、すべての「経営共同体」は、まづ「分科小部門」に於てまとめられ、次に「分科部門」から順次上位の部門にまとめられて、最後に六つの「全国経済部門」にまとめられるわけである。

ある。

次に横の組織とは、地域的の構成のことであつて、それはまづ十四の「大経済者」に分れ、それはさうに中国区域として「商工会議前区域」に分れ、それにまたさうに「郡自治体」に相当する区域に分たれてゐる。

ところで、以上の如き縦及び横の構成部門は、すべて自治的なものである。そこで、これらの自治的部分の最高位に、国家の監督を要するから、「全国経済者会議所」なるものが設けられてゐる。これが、すべてに見て来たやうな自治的統制組織の全体を、総括し、監督するわけである。ナチス経営に於ける統制組織は、ここに完成し、しこがたつてこゝに、ナチス経営は「有機的」に統一せられる。

三、

以上によつて、ナチスが国家主義であること、さうしてそれが新しい意味の国家を建設しようとするものであること、さうしてさらにこの「新しい国家」が、「有機的に構成せられた国家」として規定せられることを知つた。ナチスは、真に「有機的」な、分裂なき、統一ある国家をつくり出さうとしてゐるのである。

である。

だが、それでは国家は、何中急に統一し、「有機的」一体となつてゐなければならぬのである。いふまでもなくそれは、国家が最高の目的であつて、ドイツにあつては、すべてのドイツ人には、「大ドイツ國」を結成し、これを盛大なうしめることにこそ、その目的があるからである。

このやうにして、国家の統一が、盛大なる国家を、「大ドイツ國」を建設すること、最高の目標としてか、けりぬるなりば、かゝる統一を鞏固ならしめる必要ありして、一定の「民族政策」が採りぬるに到ることは、極めて当然である。これはこそナチスは、「國民同志はドイツ人の血統を有せざるべからず。したがつてユダヤ人は國民同志たることを得ず」といふ、しばしば「偏狹」として非難されるころの「民族政策」をとるのである。ナチス黨の綱領によれば、ドイツ公民のみが「國政の指導及び法律に關する決定に參與し、かつ公職につくこと」が出来、國家から「職業及生活につき考慮」をうけるなどの、多くの權利を享有しうるのであつて、これを一言にしていふならば、ドイツ公民のみが、「客人」ではなく「主人」として、「ドイツ國をその「故郷」とするこ

とが出来るのである。

しかるに、上述せるやうに、このドイツ公民は、たゞ「ドイツ人の血統を有する」「國民同志」のみが、それになりうるところのものであつた。即ち綱領の第四條は、「國民同志……のナドイツ公民たることを得」と決定するのである。

まことに、「血と土地」と (*Blut und Land*)、こそは、人間を培ふ土壌と考へられる。一定と「血と土地」とが、そのなかに生か育つ人間に、特定の色彩を、「生活の仕方」を、いはゆる「天賦のもの」として賦與するのである。「民族」とは、このやうにして「血と土地」とを共通にし、したがつて「生活の仕方」を共通にする一群の人々をいふ。そこでまた一つの國家は、眞にその統一を鞏固にせんとするならば、「生活の仕方」に於て同一なるもの、したがつて「血と土地」とを共通にするもの、したがつて唯一の「民族」から、構

成せられることを要するのである。かくしてナチスの國家主義は、やがてまた最も徹底せる「民族主義」となる。ことにヒットラーによれば、ドイツ人を構成するアリヤン民族は、すべから

る現代文化の建設者として、「創造的精神の担い手」として、他のすべての民族に優越するといふ。彼のいふところによると、「アリアン人によつて一切の人間の創造の基礎が生じ、個々の民族のなすところは、たゞその外形と色彩との特徴を制約することのみである。アリアン人こそ一切の人類進歩に、力強き基礎と計画とを奠する。個々の民族は、たゞこの計画の実行を、相違がけるにすぎない。……」といふ。彼が最も徹底せる反ユダヤ主義者であつて、「すべてのユダヤ的なるものは有害であり、すべての有害なるものはユダヤ的である」とすう主張してゐるのも、一に彼が、ユダヤ民族のなかに、アリアン民族に対立したものを見出すからに他なりない。

このやうにして、ドイツ國家は最も優劣なる民族の構成する「民族共同体」(Volksgemeinschaft)であつた。とすれば、ドイツ國家こそは「すべての冠たる」(über alles)、「世界に於て、すべてに冠たる」(über alles in der Welt)と、かのドイツ國歌がうたつてゐるやうに、世界第一の國家でありぬばなりぬばならずである。すべての國家は、ドイツ國家に劣る國でありぬばならずぬばらずである。だが、それなりばナチスは、その思想かうすれば、当然優劣

なる自國と劣等なる他國との關係として規定されるはずの國際關係について、如何に考へてゐるであらうか。

すでにわかれわかれ見エナチス黨の綱領に於れば、國際關係を規定するものとしては、第二條に於ける「他國と平等の權利を享有すること、ヴェルサイユ條約及びサン・ジェルマン條約の廢棄」なる規定、第三條に於ける「吾人は、わが國民の義務、わが過剩入口を移住させる爲に、土地(德民地)、三要素とする」なる規定の二つを、その主たるものとして見出す。このことは、ナチスに於ける最も有力な理論家であるところのフエーゲーによつても、力説せられてゐるところであつて、フエーゲーの綱領は、一、國家政策的原則、二、終着政策的原則、三、金融政策的原則、四、社会政策的原則、五、文化政策的原則、六、軍事政策的原則、七、その他の諸改革なる七部門に分れ、これ等のうち、こゝに直接關係のある第一の國家政策的原則をあげるならは、次の通りである。

一、國家政策的原則

ドイツ國家はドイツ人の故郷なり、

イ、外交政策

- 一、一切の階級のドイツ人を包含する、統一の国民國家の確立。
- 二、外國に於けるドイツの利益の力強き代表。
- 三、人種政策

- エ、ユダヤ人及びあやゆる非ドイツ人の公的生活上に於ける責任ある地位よりの排斥。
- 四、東方ユダヤ人、その他の寄生的外國人系在の禁止、無益なる外國人及びユダヤ人は排斥せざるべからず。

六、國民政策

- 五、ドイツ文化及び運命を共にすべきドイツ人のみか、國民の權利を享有することを得。

- 六、ドイツ人にあやゆるものは、ドイツ人の客人として、外人法に服従すべし。

- 七、ドイツ人の權利と要求とは、外國人のそれらに優先す。

これらによつてみれば、ナチスの對外政策は、その思想的基礎はともかくとして「平等なる權利の要求」といふ一語につきると考へられる。さうしてこの

ことは、世界大戰に於ける敗戦國であり、戰爭の全責任を負はされ、しをかつて、平等なうぶる「平和條約」とを要求せざるを得ず、したがつてまたつねに「不平等なる状態」の下に悩んで来たドイツにとつては、當然のことであつたにちがひない。

まことに、大戰後のドイツにとつては、「ドイツは國際的等価を欲する。さうしてこれは、一國家が他國家と平等の權利を有するときにのみ、はじめて可能となる」といふことこそ、一貫して變ることなき要求の叫びだつたのである。同様の意味に於て、綱領の第三條に於ける「植民地回復」の要求も、嘗てこの植民地を奪はれたドイツが、かつての状態にまでの復帰を希望するところの要求であつて、決してそれ以上のものではないことは、改めて説くまでもなからう。

これを要するに、ナチスの外交政策の基礎的思想は、ヒットラーの次の如き言葉に、十分に表現せられてゐるのである。彼はいふ、「ドイツは國際的等価を欲する。さうしてこのことは、一國家が他國家と平等の權利を有するときにのみ、はじめて可能となる。ドイツは自國の軍を愛する。しかしなから一切の



軍備の一般的制限には、賛同する。何と云へば、現在世界各國は平和を保たねばならぬからである」と。

これによれば、ナチスにとっては、平和が、究極の到達点である。しかしながら、この究極の目的を実現するためには、国家と国家との間には、平等がなければならぬ。ドイツの要求は、不平等から平等をつくり出す程度のものにすぎないといふのである。要するにナチスの思想によると、それは自國の優越性を信仰するが、しかしそれは対内的に於ける信仰であつて、対外的には平等なる権利を要求し、したがつて世界内に於ける平等にして独立なる國家の並存を、独立自尊なる國家の平和的存在を、主張するのである。

## 第二章 國防充實の主張

フアツシズモ・イタリーとナチス・ドイツに於ては、以上第一章に於て述べた如き現實の要求と第二章に於て説いたやうなこの要求に應ずる思想とが合一して、こゝに國防充實の主張がある。これは國防充實の雰囲気が出され、さうしてこの主張と雰囲気とが、やがて現實に於ける國防、軍備の充實をつくり出すのである。こゝに於けるまでもなく、現實に於ける國防、軍備の充實が、如何なる程度に行はれて行つたかといふことは、われわれに課せられた問題では行ない。こゝにとり上げらるべき問題は、國防あるは軍備充實がそのなかに於てなされてゐるところの雰囲気である。第一章に於て述べられた如き極めて抽象的な國防充實を是認する思想が、第一章に於て述べられたやうな現實の要求に遭遇して、どのやうな具体性を以てあらはれたかといふことである。われわれはまづドイツから、語りはじめよう。

さて、一つの思想あるは雰囲気がある、何らかの感覺的な姿をとつて容観化し

具体性をもつて到るためには、つねに何らかの契機がなければならぬ。国防を是認する思想についても、もちろんさうである。このやうな思想は、いふまでもなくナチス生成の当時からあつた。だが、それが一つの具体的な姿をとるには、つねにある契機が必要なのである。さうしてこのやうな契機は、くりかへすまでもなく、広くいへば大戦後の混乱と窮乏とから生じ来た現状打破の要求に他ならない。しかるに、不幸なる戦敗國ドイツに於ては、国防充実思想の具体化は、たえざる現実からの現実打破の要求にもか、けらず、容易に実現しなかつた。それは、この國が戦敗國であり、しかも戦争發生の責任國であるとのゆゑを以て、軍備の極端なる制限を課せられてゐたからである。

ヴェルサイユ條約によれば、ドイツは十万人の陸軍と、戦艦六、輕巡洋艦六、駆逐艦十二、水雷艇十二、潜水艦は禁止、海軍兵一萬五千人と規定せられた。海軍とを持ちうるにすぎない。しかも空軍に到つては、全然禁止せられたのである。このやうなヴェルサイユ的「現状」は、打破せられねばならなかつた。さうしてそれが、ヒットラーを指導者にもつたナチスによつて、徹底的に爆破せられたのは、實に一九三五年春に於ける「爆彈宣言」として有名な「再軍備宣言」である。

宣言である。これは實に、ヴェルサイユ條約を一方的に破棄するものとして、世界外交、政治界に於ける一時期を劃したものに他ならないのである。われわれの当面の問題に關聯して見ても、この「再軍備宣言」に於て、はじめ國防充実を是認する思想は、その肉體を見出したためである。

かくして、ドイツに於ては、この「再軍備宣言」に於て、国防充実を是認する思想と国防充実を要求する現実との結合がなされたのであつた。そこでわれわれが問題としてゐる国防充実の主張は、ドイツに於て、この「再軍備宣言」のなかはその全貌をあらはしてゐるといふを得よう。われわれはたゞこの「再軍備宣言」の内容を問題にすれば、たゞそれだけで、十分にドイツに於ける國防充実の主張を明かにしうるわけである。そこでわれわれは、まづ次に、一九三五年三月十六日の「再軍備宣言」に際して行はれたドイツ政治の告示を、見てもみよう。それによつてドイツ國民に告ぐと題せられて、最初にドイツが軍備撤廃に到つた経過を述べてゐる。曰く、――

一九一八年一月、ドイツ國民がかのウイルソン十四ヶ條に於て示された保障を信じて、みづからに責任なくして勃發したる戦争に於て四ヶ年半に

わたつて名誉ある抵抗を試みたのちその武器を抛棄したとき、われわれはひとしく苦難のうちにある人類に對してのみならず、また一大理想に向つて貢獻をなしたと信じたのであつた。われわれ数百万の同胞は、一方では秘密室と外交、他方では戦慄すべき戦闘手段を廢棄することにより、國際關係を一段と高尚なるものとし、新しき國際秩序を建設せんとすの思ひに燃えてゐたのである。

さればこそ多くのドイツ人には、歴史上最も酷き敗戦の結果も、かゝる如き惨禍から世界を永久に救済するためには不可欠の犠牲と思はれた。

國際聯盟の理想にしても、現在の幸福から完全に見放されてゐたドイツ國民に於けるほど熱心な共鳴は、他の國民の如くに喚起せられなかつた。さうしてまさにこのゆゑにこそ、ドイツ國民の軍備の條件及び可能性を喪失せしめる多くの点に於て殆んど非常識なほどの條件が、たゞに承認せられたのみならず、また履行せられさへもした。かくてドイツ國民、とくに当時のドイツ政府は、このヴェルサイユ條約所定の武装解除規定の履行により、同條約に公約せられたるところにしたがふ國際的一般的軍備撤廢の端緒が開かれ、

かつ保証せられるものと確信してゐたのであつた。けれど、條約の使命をかくの如く相互義務的に完全に履行してこそ、單に一方的に課せられまた履行せられ、大國民と永久に差別し、したがつて劣等なりと宣言せざるを得ぬところの、かくの如き要求の存在理由があるからである。しかしながら、このが故に、このやうな平和條約は、決して各國民間の眞の本質的融和及びこれより生ずる世界平和の前提とはなり得ず、むしろ永遠に湧き上る憎悪の念を持續する前提のみなり得よう。

ともあれドイツは、自己に課せられたる軍備撤廢の義務を、聯合軍側の統制委員会の確認したところに準拠して、履行したのであつた。……  
即ちこれによれば、一、世界大戦はドイツの責任によつて發生したものである。二、だがドイツは、世界の平和回復と新しい國際秩序の建設のため、武器を投じ、敗戦に甘んじた。三、したがつてヴェルサイユ條約は、ドイツに軍備撤廢を命じたが、ドイツがこれを承認し、かつ履行したのは、一に、軍備撤廢が相互的に行はれて、新しい平和の前提となりうることを考へられたからであつた。……といふのである。

かくして上述の告示は、次に、ドイツが他國に対し、軍備の制限を要求する権利のあることを主張する。即ち曰く、――

「この前古未曾有の條約を完全に履行した以上、ドイツは当然相手國からその履行に対する代償、即ち軍備撤廢を要求する権利を有する。その理由は左の如くである。

一 ドイツが武装を解除したこと。

二 媾和條約には一般的軍備撤廢の前提條件として、ドイツの軍備撤廢が要求せられてゐたこと。即ち、他國の武装する理由は、まさしくドイツの武装せることのみによると主張せられたこと。

三 当時ドイツに於ては、政府も政黨も、國際聯盟及びその建設者の平和的デモクラシーの理想に全く合致した思想を以て一貫してゐたこと。

しかるに、ドイツが條約当事者としてその義務を履行したにもか、はらず、相手者の他の側の義務履行は行はれなかつた。即ち戰勝國たる條約締結者はヴェルサイユ條約規定の義務を一方的に廢棄してしまつたのである。即ちこの告示によれば、軍備撤廢は、ヴェルサイユ條約に於ては、一つの相

互的なものとして義務づけられてゐた。しかるに聯合國側は、ドイツがこの義務を履行したのちも、これを行はなかつた。これ即ち、條約の一方的廢棄に他ならぬといふのである。いふまでもなくこのドイツの「再軍備宣言」は、通常ドイツによる「ヴェルサイユ條約」の一方的廢棄とせられてゐる。だが、ドイツの主張するところによれば、聯合國側とこの條約の一方的廢棄をなすものであるといふのである。だがしかし、ドイツにのみ義務の履行を要求した聯合國側は、たゞにその義務を履行しなかつたのみならず、いひかへれば、軍備を撤廢しなかつたのみならず、さらに軍備の拡張さへ、着々として行はれつゝ、ある状態であつた。この告示のいふやうに、最近の「吾界は、かつて吾界大戦が打つたもののやうに、またヴェルサイユ條約の締結を忘れたかのやうに、戰備に狂奔してゐる」のである。そこでこの告示は、次のやうにいふ。――

「かくの如く高度に武装し、しかも日に日に進歩する最近機械化兵器を以て備へたる好戰國のまっ只中であつて、ドイツはこれら諸國の脅威圧迫にさらされたる無防禦の空間と存つた。ドイツ國民はいまや十五ヶ年にわたる経済的貧困と政治的、道德的屈辱の不幸と苦惱とを反省するに到つた。」

即ちこの國は、一百年の間勝者と敗者との切放してゆくといふ不均衡なる「現状」に耐へ切れなくなつて、この「現状」の打破を希望するに到つたことを、断言するのである。

しかしながらこの「現状」の打破の要求は、その初期に於ては、他國に対する軍備縮少の要求となつてあらはれた。いふまでもなく「平和」を欲するものゝ当然の義務と考へられたかうである。もちろんこのやうな軍備縮少の要求は、他の諸國にも見られる。そこでこのやうな要求が、「軍備會議」となつてあらはれたのであるが、それは失敗に歸した。各國はむしろ軍拡に狂奔しつゝ、ある状態である。ドイツはこの間にあつても、なほ「自己」力の及ぶ限り、平和の促進に貢献して、たとへば一、近隣諸國に不可侵條約の締結を提案するとか、二、東部接壤國との條約的提携に成功するとか、三、ザール問題を解決した以上、フランスに対しては、何らの領土的要求を有せざることの保証を、フランスに対して与へたのであつた。

しかるに列國は、ことにドイツをとりまく四圍の國々は、最近に到つて、軍備を益々拡大して来た。ソヴィエト・ロシアの如きは、平時常備軍九十

六万の陸軍を建設し、フランスは二ヶ年服務制を採用する如きが、それである。かくして告示は、次の如くいふ。――

「かくの如き状況に於て、ドイツ政府はみづから進んで、この一大國民及び國家の無防備無力の卑屈にして危殆極まる状態を終結せしめるため、断叫たる処置を採らざるを得なくなつた。

しかもドイツ政府はこの場合、英國國務大臣ボルドウインがその最近の演説に於て奇しくも表明した見解に立つて、事を行つたのである。その演説とは、かうである。――「自己の防禦のために必要なる豫防方法を講ずる意思なき國家は、この世界に於て、決して道德的なる力をも、物質的なる力をも得ることがないであらう」と。

ボルドウインの演説は、軍備を以て、「道德的、物質的力」とするのである。ドイツはまさにこの「道德的、物質的力」を得ようとする、かくてドイツ政府の告示は、次の如き宣言を以て、結ばれてゐるのである。――

「一、ドイツ國家の名誉及び安全の保持は、今後ドイツ國民の力に再び委ねられたることを、ドイツ國民に確信せしめ、かつまた他の諸國に熟知せし

あるため、

ニしかしまだドイツの採る処置の範囲確定により、ドイツ國民に歐洲に於ける軍事的制覇を誣ふるかの主張を緩和せんとがため、

ドイツ國民の名譽と利益との擁護者として、ドイツ政府は、國家の完全性を保持せんと努力するのみならず、ドイツ國家が一般的平和の共同保証人として、國際的尊重されんことを欲する、さうしてまたそのために必要なる力の手段の限界を、確立しやうと欲するのである。

現在ドイツ政府は、ドイツの名譽の保全及び國家の自由保全より一步を踏み出してならず、ことに國內軍備はもっぱら防禦的見地に立つて、これを行つてゐる。したがつて平和の確保のため以外の戰術的攻撃武器をつくる意思を、絶体と有してゐない。このことを政府は、改めて國民と全世界の前に保証する。ニ、に於てかドイツ政府は、名譽を回復した國民が、独立にして公平等なる権利を以て、自由にかつ開放的に、他國民及び他國政府と協同し、世界平和に貢献しうるに到らんことを、衷心より希ふものである。レ

「再軍備宣言」に際してなされた告示の意味するところは、極めて

明白である。即ちそれは、平和の望ましきものであること。したがつて軍備の制限それ自身は、促進せられるべきものであり、かつドイツは、さうする用意をもつてゐる、しかも、はらず列國は、軍備の撤廢をドイツのみに強制して、みづからは何らこれを行はなかつたのみならず、かへつて軍拡にさへ努力してゐる、ドイツは「防備なき空間」となつた。そこでドイツは、ドイツ國家の安全と、世界の平和のため——何となれば、平和は平等なる軍備によつてこそ保証せられるから——に、再軍備を行ふといふのである。

このやうな主張は、ナチス成立以来の変ることなき要求の表現であつたといふことが出来る。したがつてそれは、實現せられたのは一九三五年の春であつたが、たとへばヒットラーがはじめた政權を握つて宰相となつた一九三三年二月一日、ラゲオを通じて全國の國民に呼びかけられた彼の演説中にも、明確な主張せられてゐる。そのなかに於て、彼は次のやうにいふのである。

「ドイツは、國際的等價を欲する。さうしてこれは、一國家が他國家と平等の権利を有するに於てのみ、はじめた可能となる。ドイツは自國の軍を愛する。しかしながら一切の軍備の一般的制限には賛同する。何となれば、現

在在界各國は、平和を保たねばならぬから……  
ドイツの「再軍備宣言」は、まさにこのヒットラーの就任演説に於ける言葉  
の實現に他ならないのである。

かくしてわれわれは、以上の如き「再軍備宣言」にあらはれてゐるところか  
らして、ドイツに於ける國防充實の主張は、次の如き形に要約せられることを  
知る。即ち、

一 世界の平和は、制限せられたる——とはいへ平等なる、軍備によつて確保  
せられる。

二 しかるに列國は、ドイツのみに軍備の撤廢を強制して、自國は益々軍拡を  
さへ行ひつゝある。

三 ゆゑにドイツは、止むを得ずして軍備の拡充、國防の充實に向ふ。  
これが、ドイツに於ける現實の國防充實の主張に於ける定式なのである。

ニ

以上見まつた如く、戰敗國たるドイツにあつては、ヴェルサイユ條約に於  
ける規定の結果、軍備が一定程度に限定されてゐたため、一九三五年春の  
「再軍備宣言」に到るまでは、軍備の拡張、國防の充實は行はれなかつた  
。したがつてわれわれは、こゝに一時期を劃したところの「再軍備宣言」  
をとりあげることによつて、ドイツに於ける國防充實の現實的主張を明確  
ならしめることができたのであつた。だが、これに反して、イタリアに於  
ては、第一にはそれが戰敗國ではなく、したがつて軍備の制限の如き規定  
を強制せられなかつたこと、第二には、ナチスの政権を握つたのが比較的  
新しかつたに對して、ファシズム國家の成立が、すでに一九二二年十月三

十一日、ムツソリーニが首相となつたときにはじまり、はるかに古いといふ二つの理由によつて、その国防充実の現実的主張は、比較的徐々に表明せられ、また実現して来た。

たとへばその軍備の充実を見ても、すでに早くムツソリーニ内閣の成立と同時に、全壮丁の入営と在営期間の延長が行はれたことにはじまり、一九二三年に於ける陸軍編成の改正、一九二五年に於ける空軍の成立、拡張、同年六月に成立した國家動員令の施行、一九二七年に於ける徴兵令の改正などを経て、一九三四年、三五年に於ける軍事豫備教育法、在郷者軍事教育法、學校軍事講座法などに及んでゐる次第である。

このやうにして、ファッシスム、イタリーに於ける軍備は、ファッシスム國家の成立以来、比較的徐々に進行し來つた。したがつてまた軍備充の主張も折あるごとに行はれて來たのであつて、ドイツに於ける「再軍備宣言」の如きものを、われわれはもつてはゐないのである。そこでまたわれわれは、イタリーに於ける国防充実の現実的主張がどのやうなものであるかを知るためには、それに關聯した數多くのムツソリーニの演説を解剖

することによつて、一つのみとまつたものに構成して行くより他はない。

さて、ドイツに於ける国防充実の主張は、何よりも先づ失はれたもの回復といふことに、その重点をおいてゐる。即ちこの國は、不當なるヴェルサイユ條約によつて、軍備を撤廃せしめられた。そこで、少くとも他の國と均衡を得る程度にまで、軍備を充実させたい。さらにまたこの國は、不當なるヴェルサイユ條約によつて、國民の生活上欠くことのできない植民地を、すつかり失つてしまつた。そこで、少くとも國民の生活上不可欠な程度にまで、したがつてかつて所有してゐた植民地を失はず、回復したい。—そのために軍備を充実するといふのである。もちろんこれら二つのうち、後の方の植民地回復の要求は、背後にかくされたまゝに立つてゐる。しかしながらこの國が、その生存権を主張して、植民地回復をするに、究極に於ては武力に訴へることによつて爲さうと考へてゐることは、明かである。ドイツにとつての「不均衡」は、軍備に於けるそれと、植民地に於けるそれとの二つなのである。

これに對し、イタリーに於ける不均衡は、もちろん第二の意味に於ける



、即ち植民地に於ける不均衡を主とする。軍備拡張の要求は、むしろ一つにはこの植民地に於ける不均衡の回復のために、したがって結局に於てはイタリー國家の強大のためになされるのである。さうして事実、これらの要求は、極めて早くから要求せられておるところであつた。

一九二二年十一月十六日、ムツソリーニは、首相として最初の演説を試みたが、そのなかによつて、彼は早くも次のやうにいつてゐる。「……わがイタリーの立場は、どうか。わがイタリーは、その政府の柔弱のために、アドリアチック海及び地中海に於て、強固な地位を失つたのみならず、他方に於てはその根本的権利の幾つかが、再び論議せられてさへゐる状態である。わがイタリーは、一つの植民地も、何らの原料も得なかつた。さうして共同の勝利に到達せんがためにつくつた負債のために、文字通り踏みつぶされてゐるのである。」そこでムツソリーニは、イタリーが聯合國間に於て有する立場と要求とを、全般的に、しかもあからさまに主張し、聯合國側の「内部に於ける矛盾」が改められて、眞に均衡のとれた「對等の力ある」一團となるか、「それとも最後の鐘が鳴りひびいて、イタリーが

行動の自由をとりもどして、別の政策を樹立し、以て、忠実に利己の利益の擁護をはかるか」、二つに一つの方針をとると主張してゐる。彼は、イタリーが聯合國間の「勝利の分け前」に十分あづからなかつたことを不満なりとして、植民地の分け前その他を要求し、聽かねば、「自由行動」をとるといふのである。即ち、要求は先づ外交交渉によつて、「平和」的に行はれるが、それが不調に終つたときには、さらに要求を武力によつても貫徹するといふのである。だから彼はまた「吾人は平和の外交を行はんと欲する、だがしかし、自衛の外交は、まづびらである」といつてゐる。ところで、それならば彼は、「平和の外交」なるもの、可能性を、信じてゐるであらうか。いふまでもなくさうではない。彼はすでに一九二三年二月六日、下院に於ける「ワシントン條約について」の演説中に於て、かういつてゐる。「ワシントン會議は、すべての國際會議と同じ運命をたどつた。即ち、大きな希望を以て開かれた。……さうして永遠の平和の可能性を、ちかりとひらめかせた。だがその後で、具体的結果はこの希望を欺いてしまつた。余は告白する、余は永遠の平和なるものに、信をおかぬ

……御説教や理想主義は何れも結構なものだが、そんなものがあつたとて、民族と民族との間には、そんなものに頓着なく、いはゆる種族といふ事実の問題、突展といふ事実の問題があり、民族の興亡盛衰とて、やがては衝突を逞し武力によつてしばしば解決される事実の問題がある」と。即ち、彼によれば、「この世界は、勝手放題、天下御免の利己主義の世界である」。だから彼は、すべての会議とか、協商とか、條約とかに、偽善的なもの以上を見ない。それらは單なる一つの鬼継ぎであり、一つの気休めであるにすぎない。そこでまた、イタリーがかゝる会議に参加し、條約を結んだとて、それは、「もし参加しなかつたら、……全世界の面前で、如何にも冒險的な、如何に好戰的な國民と見られるから」に他ならないといふのである。

以上の如くにして、ファッシズモ、イタリーに於ては、その成立の當初から、一、植民地獲得の熱烈な希望があり、二、この希望を貫徹するためには、最初は外交交渉によるが、それでもなほ不可能であれば、武力に訴へるといふ心意気込みがあり、三、しかもこれら二つの途のうち、第一の

外交交渉に對する悲觀的豫想があつたのである。その結果として到達すべき結論は、明かであらう。武力に訴へること、これである。

かくしてファッシズタ國家は、着々として武力の養成につとめて来た。それは、すでに述べた通りである。さうしてイタリーの軍隊は、拡張せられ、組織を改めて、その面目を一新するに至つた。一九三四年七月に、オーストリア、ナチスが暴動を起したときにも、ムツソリーニの派遣したイタリー軍隊は、戦はせしめてドイツ、ナチスを退却せしめたほどである。ことにその空軍に到つては、發達著るしく、一九三五年の對エチオピア戦争に際しても、英國海軍の手渉を完全に抑へ得たほどであつた。またその海軍に於ては、フランスの地中海艦隊に比較し、二倍以上の（潜水艦に到つては八倍の）優勢を誇つてゐる。

このやうにして武力が充塞せられてくるとともに、さうしてすべての國際會議の偽善性がますます明るみに出されるとともに、「持たざる國」イタリーの、武力にかけてもの植民地要求が、前面におし出されてくることは、いふまでもない。したがつてたとへば一九三四年三月、彼はファッシ

スタ党大会に於て、かういつてゐる、「イタリアの歴史的使命は、アジアとアフリカにある。イタリア人はその関心を、南と東とに向けねばならない。北に向つては、殆んど手の出しやうがない。西に於ては、歐洲にも、大洋の彼岸にも、活動の余地が残されてゐない。……イタリアは西洋諸列強のうち、アフリカとアジアとに最も接近してゐる。とはいへ、決して領土的侵略の野心を有するものではなく、たゞアフリカ諸民族とイタリア人、東洋諸民族とイタリア人との緊張なる協力を約束する自然的膨脹を、すかんことを希望するに止まる。とはいへ、余は、すでに満足せる諸國、すでに目標に到達せる諸國が、イタリアの精神的經濟的膨脹、發展を阻止せざるやう、警告を發するしと。一言にして言ふならば、南と東とに向けず發展するが、妨害しないやうにといふのである。

エチオピアへの攻軍は、まさにかくの如きイタリアの要求の實現に他ならない。平和的な手段を以て膨脹することのできなかつたこの國は、つひにこの對エチオピア戦争に於て、武力に訴へたのである。

エチオピアはつひに、イタリアの手にわたつた。如何なる國家も、さう

して國家の結合した國際聯盟も、涵養せられて来た武力の持ち主たるイタリアを、阻止することができなかつたのである。しかもイタリアは、それだけで満足してゐない。エチオピアを占領した彼の、一九三六年三月に於てすら、彼は次のやうにいつてゐる、「わが國は、原料の乏しい國といふ、けしからぬ常套的呼び名を甘受するものではない。いな、むしろイタリアは、ある種の原料を所有せざる國と呼ぶべきである。さうして、まさしくこの点に於てこそ、イタリアの植民地要求の基本的根據が横はつてゐるのである」と。

このやうにして、イタリアは何よりもまづその「生存権」のためにかことを理由として、植民地を要求し、しかもこの要求が平和的手段を以てしては貫徹できないことを信じ、そのゆゑにまた「平和的手段」を以てすることが、第一次的には必要であることを認めつゝ、なほ「軍備の充実に全力を注ぐのである。現在の状態に満足し、したがつて「現状維持」的である諸國の間に、甚だしい物議をかもした一九三六年十一月一日の、ムッソリーニの外交演説に到つては、このことが最もあらはに述べられて

ある。――

ムツソリーニはまづ、ウイルソンの理想主義的平和論が、一種の幻影に過ぎぬことを主張して、いふ。――

「今日のヨーロッパの空気を明瞭にせんがためには、陳腐と便宜的な偽言とにみちたウイルソンのイデオロギイの持ち主の主張を、掃き出さなければならぬ。」

このやうな幻影的主張の一つは、すでに消えてしまつてゐる。それは軍備縮少といふことである。何処の國も一番最初に軍縮しようとは考へない。しかるすべての國が同時に軍縮することは、不可能である。

第二の幻影は、「國際的を集團的安全保障」であるが、そのやうなものは未だかつて存保しなかつたし、また將來も存在するに到らないであらう。男々しくも強き民族は、独力で安全を保障し、さうして自己の運命を、不安に陥れる第三國の手にゆだねることを、拒絶するであらう。

第三の陳腐なる思想は、「平和不可分の考へである。だが、「平和不可分」とは、同時にまた「戦争不可分」を意味する。かくてまた國際聯盟

は、一種の矛盾である。それは、すべての國家の絶対的を權利平等の標準の上に立つてゐるが、歴史に於ける國家の任務は、國によつてちがひ、たがつてきた國家の權利は、國々によつてちがつてゐるからである。國々聯盟は更生するか、破滅するか、何れかであるが、更生は極めて困難であり、死滅するであらう。さうしてイタリアに關するかぎり、聯盟が死んで、一向差支へがないと。

次にムツソリーニは、イタリアの地位と、したがつてそれより生ずることの國の生命的欲求とを述べ、この要求の實現が不動の方針であることを力説する。――

「イタリアはむしろ島國である。ゆゑにイタリア人は、島國民族たるの自覺を次第につくつてゆかねばならぬ。けだし、正しき計画を立てんがためには、たゞ海濱の同盟にのみ、その重点をおかねばならぬからである。イタリアは實に、地中海の高潮から生じた島たのである。しかるにこの地中海は、として英國の海路となつてゐるといふ状態である。」

だが、地中海が他國にとつて軍なる通路にすぎないとき、それはイタリア

一に、それは、實に生命である。もちろんわれわれは、いままで幾度とな  
くいつたやうに、この通路を脅かさうとしたりはしない。しかしわれわれ  
は、われわれの生命に関はる利害と權利とが、尊重せられんことを望んで  
ゐる。これは全く裏へられることのない要求であつて、早く承認され、は  
されただけよいのである。

今日のところ、わが國と英國との衝突は考へられない。ましてやこれら  
二國の衝突が、歐洲全体の抗争となるとは考へられない。だから、解決の  
途はたゞ一つである。即ち——明瞭に、急速に、しかも完全に、要求が承  
認せられること、これである。

だが、それでは、イタリーの要求、かつて万工部ル當時のローマ人がさ  
う呼んだやうに、地中海を「われらの海」とすることの要求が、聽かれな  
かつたならば、どうするか。ムツソリーニはいふ。

「だが、もし地中海に於て、イタリーの咽喉を絞めつけやうなことをす  
るならば、全イタリー國民は一團となつて起ち上るであらう」と。  
かくしてファツシズモ、イタリーも、外交場裡に於ける軍備充實の現実

的主張は、ドイツと全く同じである。即ち、平和を望んではゐるが、平和  
を現状を望むのではない。現状打破の平和的實現を望む、さうしてまさに  
そのため軍備を充實させる。——といふのである。そこでムツソリーニは  
、彼の演説を次の如き言葉で結んだ。

「要するに余は、すべての國との平和を希望する。だが、この平和は、  
日武装平和である。わが國の陸、海、空に於ける軍備充實計画は、豫定  
通り進行するであらう。また國民のあらゆる生産力は、農業、工業何れの  
領域に於ても、組合組織の完成の下に、大いに促進せられるであらう」と。

### 第三章 國防充實の現實的具現

以上の如き「前進」的國防觀念、——「防衛するのみではなく、攻取する」とすらいはれてゐるところの國防觀念が、如何にして具現化して行つたかといふことは、もちろんわれわれに與へられた課題の外にある。しかしながらわれわれは、すでに見た如き國防觀念が、如何に「強きものであるかを、より一層「強く感得せんがために、イタリイ及びドイツに於ける國防のあらましを、述べておくことにする。そこで、われわれがこゝに叙述しようとすることは、これら兩國に於ける國防が、どの程度にまでも強く、したがって注意深く綿密に行きとゞいてゐるかを見ることであらう。だからまたわれわれは、兩國に於ける國防の現在を概括することであつて、この現在に到達するまでの過程を、歴史的に順を追つて見せ行くことではない。さうして、さうすることはあまりに詳細にすぎることでもあらう。

われわれはまづ、イタリイの國防の現状から見ゆから。いふまでもなくイタリイの軍隊は、あまりすぐれたものではなかつた。歐洲大戦當時に於ても、一九一七年のカポレットの大敗の如きは、實に「美事」なもので

あつて、聯合國側をしてアツといはしめたものだといはれてゐる。のみならず、大戦後といへども、周知の如く、エチオピアのメネリツク一世に近代軍隊としてのイタリア陸軍が、アドアで破られた如きは、全く惨敗たるものだったのである。

だが、このやうな状態は、ムッソリーニの下にファッシスタが政権を握つてからは、全く一変した。ファッシズモが如何に進軍的、戦闘的であるかは、われわれのすで見たところであつて、こゝには述べない。しかし要するにムッソリーニは、「闘ふことがわれわれの生活である」といふ戦闘的精神を、イタリア人のなかに浸潤させてゆくことに、全力を注いだのであつた。やがて後に述べるファシスタ民兵隊たる「黒シャツ隊」への入党に際しての「十誡」の最初に、「永久平和の否定」なる文字があることからしても、それは明かであらう。

イタリア・ファッシスタ政府に於ける國防の基本原理は、「兵民一致」といふことである。即ち、すべての國民は、同時に兵士であらねばならぬといふのである。だが、それではこの「兵民一致」は如何なる方法によつ

て実現せしめられてゐるか。

イタリアに於ける軍事的訓練は、實に男子が満十歳に達したときには、即ち、満十歳から満十八歳までの男子に、一方では學校で軍事教練をうけるとともに、他方ではいはゆる「狼傭團」、「バルリラ團」、「前衛隊」などの、ファッシスタ党の外衛組織に加はつて、精神的、肉体的兩方面に於ける、「戰士」への訓練をうける。ムッソリーニのしばしば口にする「訓練」(Disciplina)は、こゝにまづ與へられるのである。

満十八歳になつた男子は、やがて二十一歳になるまで、残らず強制的に「豫備軍事教育」をうけさせられる。この訓練は毎週土曜日に行はれ、ファシスタ民兵隊たる「黒シャツ隊」の指導下におかれてゐる。すべての男子は、かくして、一回三時間、全部で四十回の訓練をうけるのである。もつとも、航空兵、電信兵、水兵などの特科兵を志願するものは、とくに「戦闘ファッシスト」に編入せられて、そこでそれそれの訓練をうけるわけである。

この期間に教へられるものは、學科としては軍規、國民兵役の心得など

であり、術科としては射撃、歩兵銃、騎銃、機關銃の操縦などであるが、この他に、動作を敏捷にし、闘争心を養成するために、スポーツも盛んに行はれる。かくの如き「豫備軍事教育」を受けたものは、年々百万に近いといはれ、特科兵教育をうけるために「戦闘ファッショ」に於て訓練せられたものは、すでに二百万に達してゐる。

二十一歳に達した青年は、いよいよ兵營に入つて、「兵士」となる。さうして現役兵の期間を終つても、三十二歳までは、毎土曜日に教練をうけて、軍事智識と技術との保存をはかる。さうして最右に、三十二歳をこえても五十五歳までは、召集令をうける期間を終らない。

以上は、一般的を軍事教練であるが、大學その他の學校に於ける軍事教練はどうかといへば、イタリイに於ける學生数は、約四百万であるが、これらはすべて、嚴格な軍事教練をうけることとなつてゐて、精神、肉體一如といふかのギリシヤ的、ローマ的教育を、そのモットーとしてゐる。

學校に於ける軍事教練は、小學、中學、高等專門學校及び大學の三段階

に分かれてゐて、第一期は、軍事教育の初歩的智識を、話、絵、図画などによつて、具體的に教へるが、第二期は期間を二年間とし、軍隊の下級幹部養成のために、軍隊組織に関する智識、國民生活に於ける軍隊の使命などが、徹底的に教へ込まれ、またイタリイの國防に関する地理的智識、各兵科の特色、戦時に於けるその運用などが、教へられる。ことに重点をおかれてゐることは、精神教育であつて、軍人精神、軍規、秩序、戦友、犧牲心などの養成には、全力が注がれるのである。

最後に第三期は、これまたその期間を二年とし、軍隊の幹部養成を目的とするものであつて、大學生などに對して行はれる。この期間の重点は、智識を授けることにある。即ち戦術、戦術及び軍政に関する最高理論が與へられるのである。

なほ、いふまでもなく、以上の如き學校に於ける軍事教育は、必須科目であつて、それを卒業へぬものは、學校もまた卒業することを得ない。

さて次に、しからは本來の軍隊は、どのやうな組織になつてゐるかといふと、兵士の在隊期間は、原則としては十八ヶ月であつて、壯丁の家族員



担の輕重により、十二ヶ月、六ヶ月、三ヶ月などの短期のものも、設けられてゐる。ファッシス政府になつてからの軍隊の改造は、幹部、とくに下士官の充實、昇進年限の改善、統一、参謀部の改革、全軍隊の機械化、とくにタンク隊の充實などがあるが、これらについては、與へられた課題からあまりに隔たり遠いものであるから、省畧しよう。

最後に、以上の如き狹義の軍備の背後には、さらに広い意味の國防の充實があらねばならない。けれど國防とは、國家の防衛であり、したかつて國民の、國民全体の防衛であることを要するからである。このやうな広義の國防には、たとえば軍需工業の如きものが、その重要なるものとしてあげられる。しかしこゝでは、とくに「國防觀念」に關係ある点についてのみ述べるため、全國民の「國防觀念」を強固ならしめんがために、どのやうな組織がとられてゐるかを、とくに注意して見ることにする。

まづこゝでは、「すべて」のイタリヤ國民が、老若男女を問はず、ひとしく國家の防衛のために「参加せしめられることを目的として」、「國家統帥員」令が設定せられ、この法令の實現のために、各市町村に、「抗防委員

員」なるものが設置せられる。國內資源の極めて貧弱なイタリヤは、即戰即決主義で行かねばならないので、開戦と同時に、すべての國民カチが、直ちに國家防衛のために動員し得るやう、この委員会が担当するわけである。

以上の如くにして、イタリヤに於ては、戰亂的をファッシズモの思想にまもられて、國民の全体が、ことごとく「商衛の戰士」として、國防に参加することになつてゐるのである。

二

ドイツに於ける國防の最近に於ける現實の姿は、何よりもまづ「再軍備宣言」と同時に、一九三五年三月十六日に發布せられた「國軍編成に関する法律」と、一九三五年五月二十一日に發布せられた「兵役法」とによつて描き出される。しかしこれらのうち、前者は、ドイツに於ける軍隊組織の内容に關するものであつて、こゝでは省畧し、たゞ後者のみについて、これを見よう。

この法律は、およそ次の通りである。

第一條

一 兵役はドイツ國民に對する名譽ある奉仕なり。

ニ ドイツ男子はすべて兵役の義務を有す。

三 戦時に於ては、兵役義務の外、すべてのドイツ男子及び女子は、祖國のために奉仕するの義務を有す。

第二條 國防軍は武藝担当者にして、かつドイツ國民の軍隊的教育の機關なり。國防軍は陸軍、海軍及び空軍の三部より成る。

第三條

一 國防軍の最高司令官は、總統兼首相なり。

二 總統兼首相の下に於て、國防大臣は國防軍の總司令官として、國防軍の指揮權を行使す。

第四條 兵役の義務は滿十八歳より滿四十五歳までとす。

第五條 戦時に於ては、國防軍の利害はすべてこのことに優先す。

第六條 兵役の義務は服従により、これを履行す。

第七條 總統兼首相は現役期間を定む。

以上の如き法律によつて、ドイツ國防の直接の担当者たる「國防軍」は、新たに建設せられたのであつた。それは第二條にある如く、陸、海、空の三軍に分れ、陸軍は十二軍團、三十六師團に、海軍はキール艦隊、バルト海軍港、北海軍港などに分け、空軍はゲーリングの下に六つの空軍區に分たれてゐるが、それらの詳細については、もちろん省略せられねばならない。

さて、以上の如き國防の直接の担当者に對して、ドイツに於てもまたイタリと同様に、すべての青少年が、國防のための教育をうけることに於て、「祖國に對する奉仕」の準備をなす。そこでわれわれは、次にいはゆる「ヒットラー青年團」の構成を見なければならぬ。

ヒットラー青年團はさらにドイツ少年團、ヒットラー青年團及びドイツ女子青年團の三つに区別せられ、最後のドイツ女子青年團は、さらに少女團と女子青年團とに分たれてゐて、これら全体は、全國青年指導部に直屬する二十一の管區に分たれ、それぞれ指導者の下に統制せられてゐる。すべてのドイツ少年は、十歳に達すると、まづドイツ少年團に入り、ま

少女は、同じく十歳になるとドイツ少女團に入つて、五二「みづからを練磨しする。さうしてこゝにいふ自己の練磨が、新しきドイツの建設のための、五三「祖國への奉仕」の精神と、さうしてそれにふさはしい肉体をつくり上げることにあることはいふまでもない。

次に、これら少年は、十五歳に達すると、ヒットラー青年團に入る。それは、會合、旅行、キヤンパ生活をその業とし、「犠牲と戦友の精神との養成」を、その目的としてゐる。この青年團に於て訓練せられた「ヒットラー青年團員は、たしかに立派な軍人であるときへい修されてゐる。女子は、いふまでもなく女子青年團に入るが、こゝでは、あたかも少年が刀を求めらるやうに、美への希求がその目標とせられてゐることは、いふまでもないことであらう。しかしそれでもなほ、新しきドイツに於ける女子の美は、粉粧の美ではなくして、「身体、精神、思想の調和的統一」にある美であつて、スポーツの如きが重要視せられる。

次に、國防のためのものとして存在するものは、學校である。學校に於ても、従来とはちがつて、ナチスの下に於ては、國防のための準備が十分

に考慮せられ、小學校から上級の大學に到るまで、たとへば重劍、乘馬の外に、体操、野外訓練が行はれ、クライマー、オートバイ、自動車の操縦の如きに到るまで、教授せられるやうになつてゐる。しかしその他注意すべきは、一九三四年三月から、いはゆる「田園生活期制度」が実施せられ、すべての小學校卒業生は、一ヶ年間は地方の寄宿舎に入つて、嚴格なナチ又的精神、肉体の教育をうけること、これである。かくしてドイツの青年は、すべて團體生活に慣れ、自己犠牲の精神と、祖國愛の心情とをもつに到らしめられるのである。

さて、以上の如き「兵役」と「就學」とは、ドイツのみでなく、衆則として、すべての國に於て義務とせられてゐるところである。即ち、如何なる國に於ても、すべてのものは、まづ義務として普通教育をうけ、ついである期間の後、兵役の義務に服するのである。ところが、ドイツに於てはこの普通教育をうけてから兵役の義務に服するまでの期間に於て人々を國家のために奉仕せしめる目的で、「労働奉仕」(Arbeitsdienst)の制度が施行せられてゐる。かくてドイツには、「就學の義務」、「兵役の義務」

務しの他に、「労働奉仕」の義務が存するのである。

ところでこの「労働奉仕」がまた、学校教育及び兵役とならんで、ドイツ國民を國防のために役立たせる一つの制度となつてゐる。もちろん「労働奉仕」の本来的目的は、一九三五年六月に發せられた「労働奉仕法」の第一條がいふやうに、「ドイツ青年をナチオナール・ゾナアリスムス精神にしたがひ、民族共同体、労働に對する正しき見解、とくに肉體労働に對する正當なる尊敬へと、教へ導くべきもの」であつて、それは實に新しき經濟的心情をつくり、以て新しき國家の生成に役立てようとすることに存する。しかしながら、ここに行はれてゐる組織と訓練とは、極めて「軍隊」的であつて、まづその組織について見るからば、その上下の構造は、労働總指導者―上部労働指導者、地方労働指導者―上級労働指導者―労働指導者、上部野外指導者―上級野外指導者―野外指導者―指導助手―上級班長―班長―班付―労働員となつてゐて、異あるところは軍隊のやうに將校、士官の差別がない矣、銃ではなく労働具をもつ点位ひのものである。とくにその精神の方面に到つては、「労働奉仕は、青年の肉體的、精神的

を放緩を妨げ、……勤勉、秩序、正確、清潔、禮儀、自制、從順への教育によつて……國民的義務感、名誉感及び社会的協同感に必要な公民教育を興へる」ことになつてゐるとせられてゐるところからしても、國防の目的に資することは、明かであらう。またその訓練に於ては、本来的労働奉仕といふ事業の外に、學科としては、ドイツ國家意識の向上に役立つ如きドイツの傳説、歴史、郷土誌、政治事情の教授が行はれ、また体育としては、手球、拳球、拳闘、レスリング、柔道の他に、團體的競技の如きがえらばれて、立派な戰士としての精神と肉體との養成に役立たしめられるのである。

最後に、ドイツ國防のためのものとして最も注意すべきものは、周知の如く、ナチス黨の所屬團體たる「親衛隊」及び「突重隊」である。まづ「突重隊」は、最初は、ナチス黨の集會がマルクス主義者から妨害せられたとき、これを防ぐために組織せられたものであつたが、その後改組せられて、「黨所屬の集會保護兼宣傳機關」となつた。次に「親衛隊」は、ヒトラーの護衛及び集會の保護のために、最も信頼し得る黨員のなかから充

らばれて、組織せられたものである。

一九三三年六月後は、出征軍人團のうちから構成せられておた「鉄兜團」の青年部が「突進隊」に編入せられたが、その後「鉄兜團」の全体が「突進隊」の指導下に布かれるに到った。のみならず、この年には、全在郷軍人團が「突進隊」のなかに加入せられた。

かくして、「突進隊」及び「親衛隊」は、全く「軍隊」的な色彩をおび、その組織の如きも「旅團」、「旗團」（聯隊に相当）、「突進軍團」（大隊）、「突進團」（中隊）及び小隊、班から成るといふやうに、軍隊的組織を有し、法律の如きも、特別裁判法が施行せられて、軍刑法の下にある軍隊と殆んど表裏と二重がなない。

以上の如くにして、要するにドイツにあつては、すべての國民は、まづ學校に於て、次に「労働奉仕」に於て、次に「兵役」に於て、義務的に國家意識の養成と、國防の戦士たるの肉体の訓練とにかり立てられ、新しき國家の楯となる。

ドイツに於ても、イタリーに於ても、實に國防は、國民そのものである

と結論することができよう。こゝでは、民族意識に燃え、犠牲的精神に富み、つねに進んで団体的規律に復することのできる國民そのものが、とりもなほさず「國防」なりとして、このやうな國民の養成に、すべての教育機関と組織団体とが動員せられてゐるのである。眞に充實した「國防」は、このやうにして、最も完全に統一した國家に於てのみ、實現せられる。

